

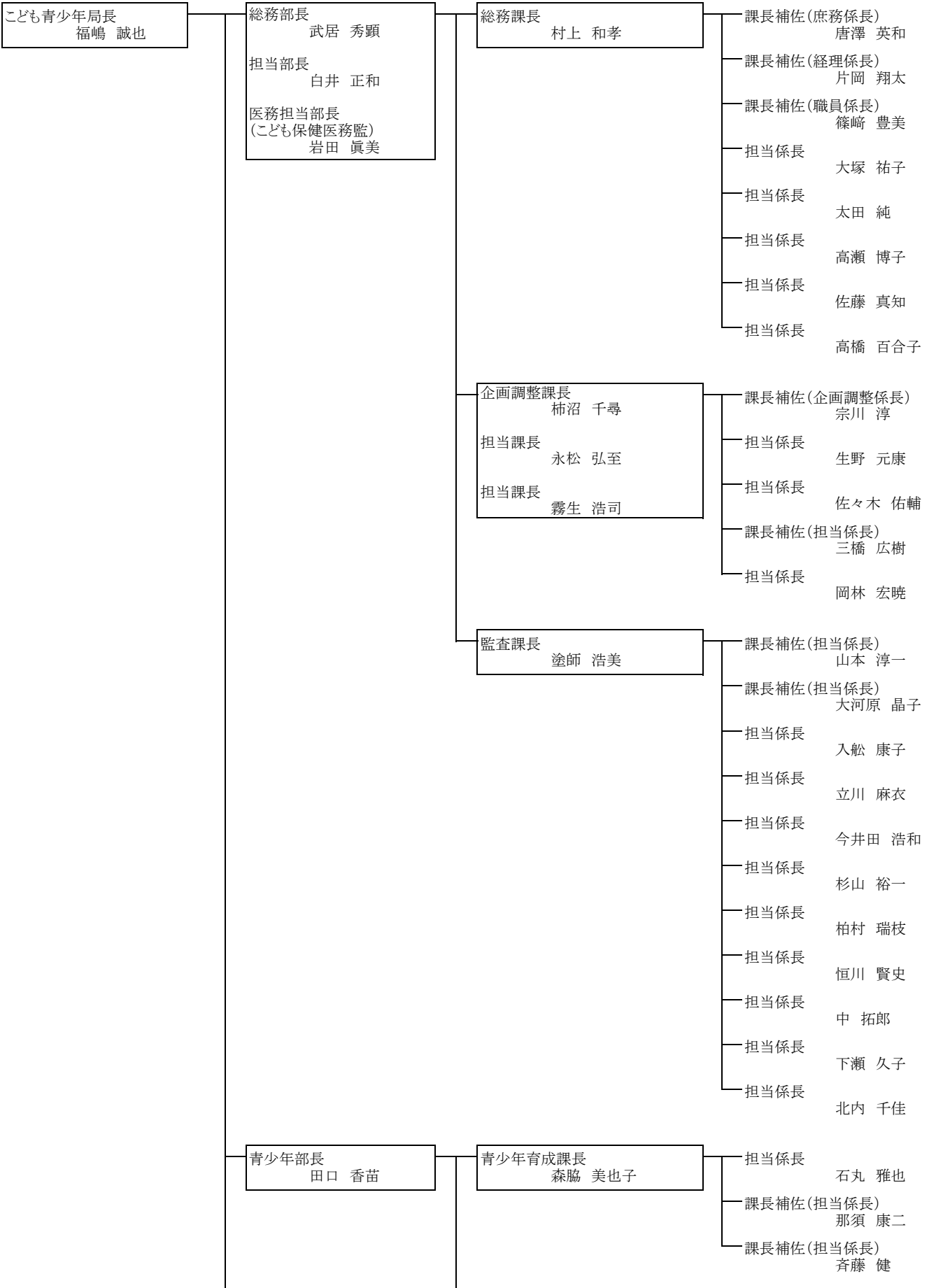
令和6年5月22日  
こども青少年・教育委員会  
こども青少年局

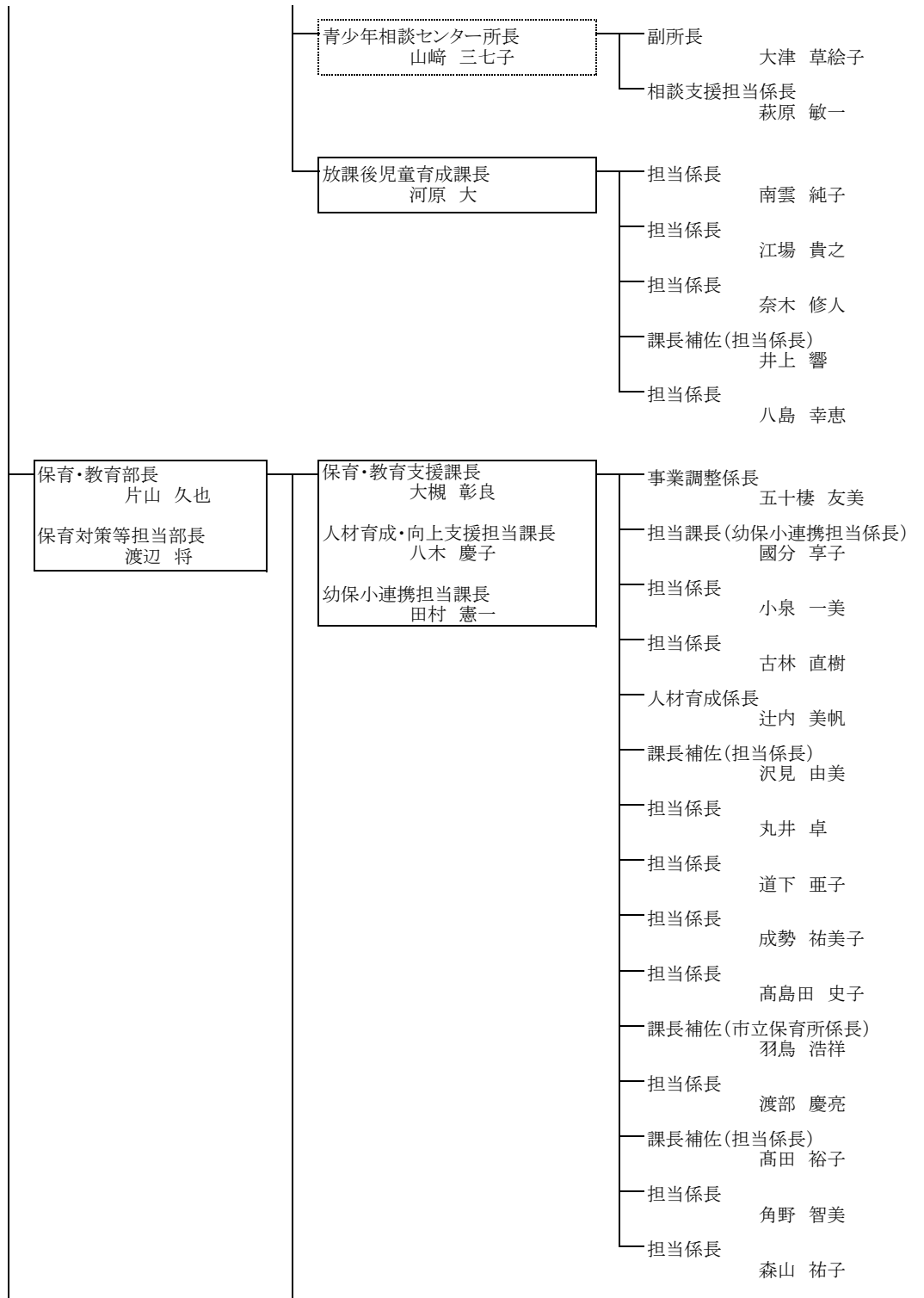
# 機構及び事務分掌

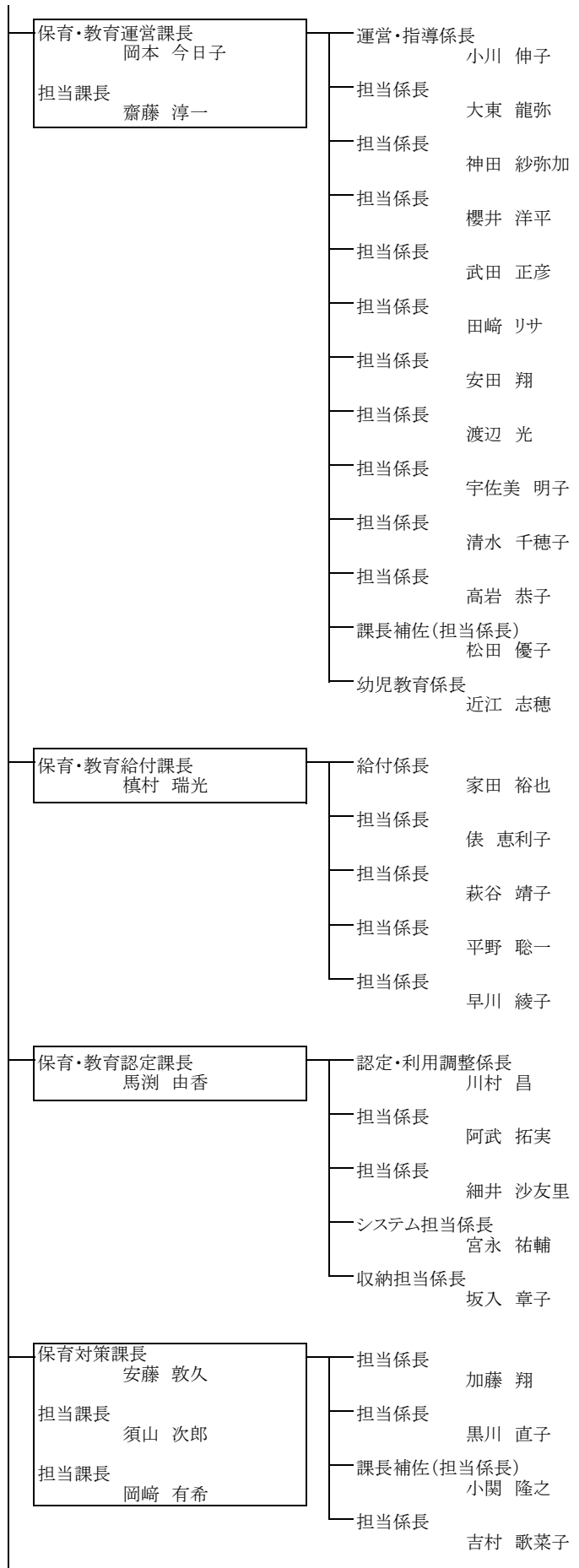
(令和6年5月)

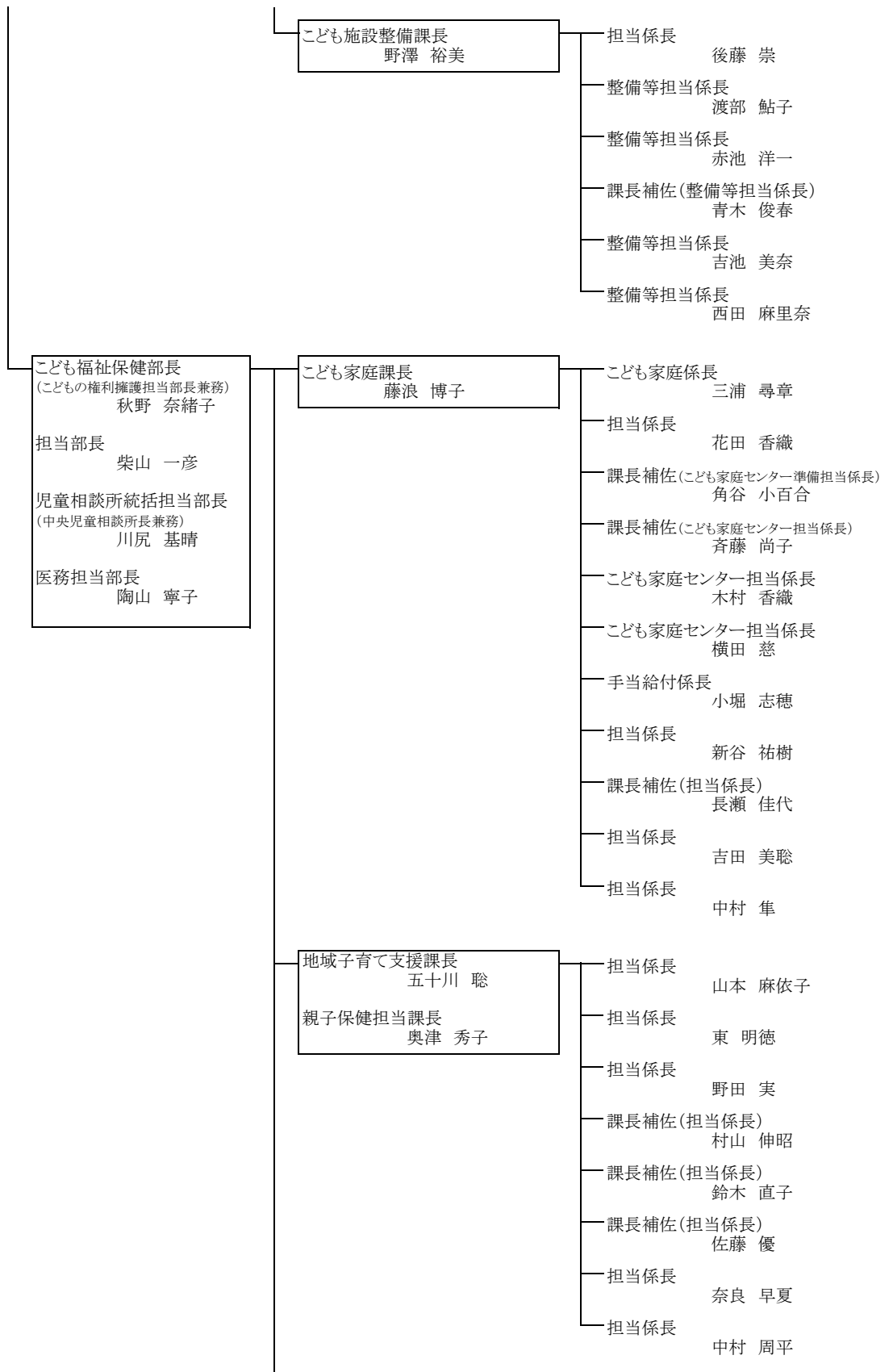
こども青少年局

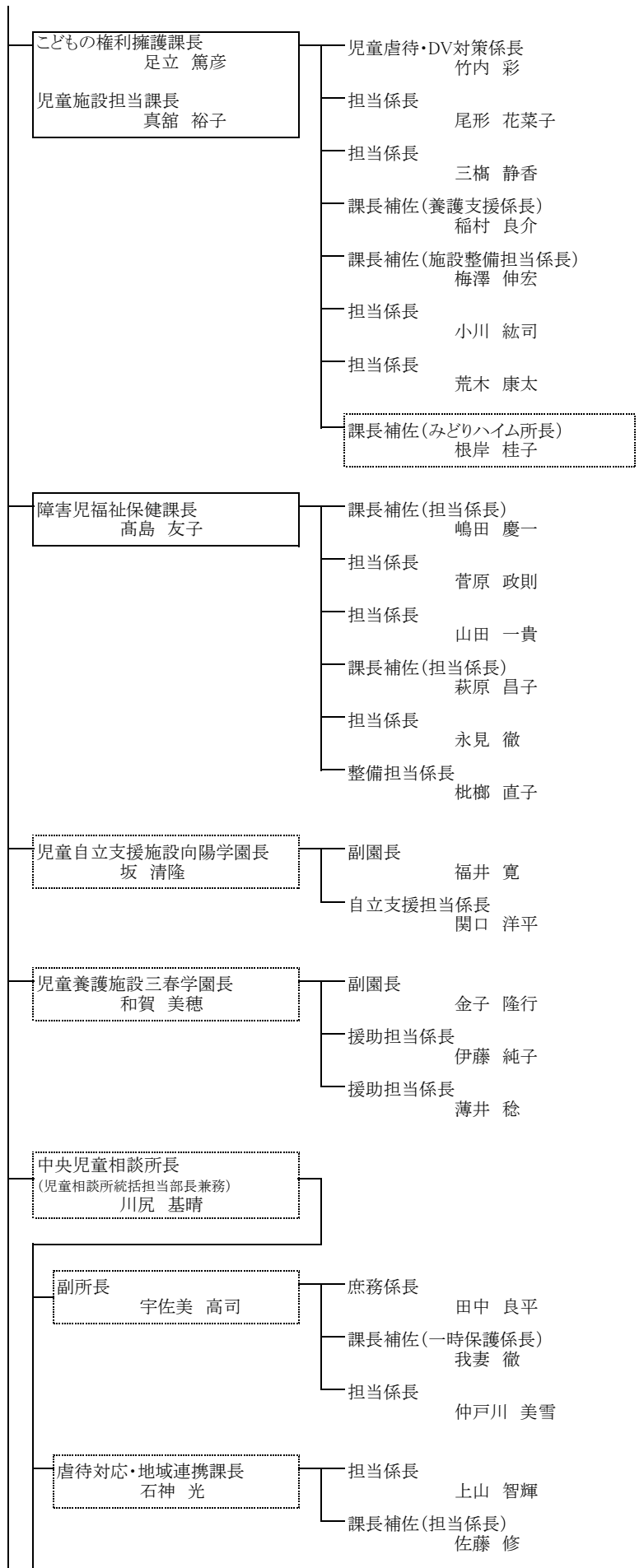
こども青少年局機構図(令和6年5月●日現在)

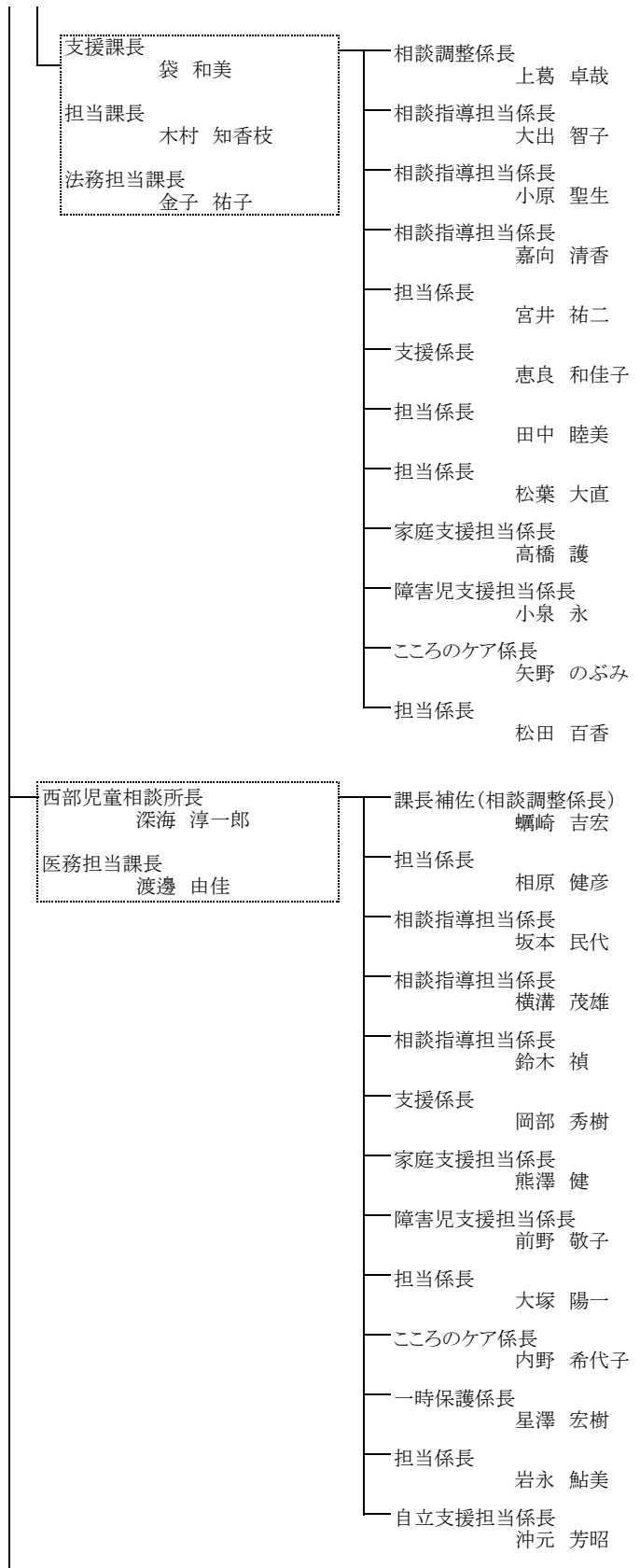


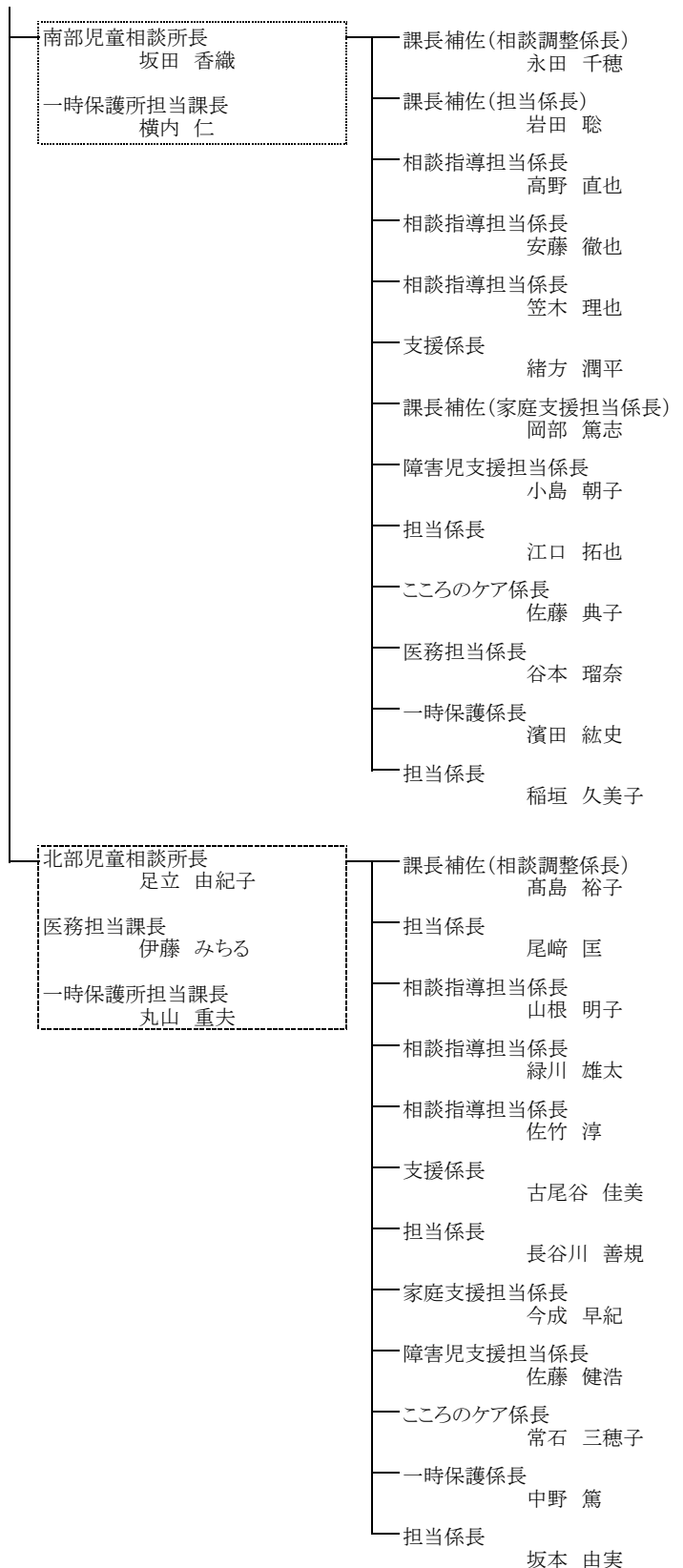














## こども青少年局事務分掌

### 総務部

#### 総務課

##### 庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局の危機管理に関すること。
- 4 他の部、課、係の主管に属しないこと。

##### 経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 物品の出納保管に関すること。
- 4 局内の財産管理に関すること。
- 5 その他経理に関すること。

##### 職員係

- 1 こども及び青少年に係る事業に従事する人材の研修及び育成等に関すること。
- 2 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 3 局所属職員等の人事に関すること。
- 4 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- 5 局内の組織に関すること。

### 企画調整課

#### 企画調整係

- 1 こども青少年施策に係る総合的な企画、調整及び調査研究並びに局内の事務事業の調整に関すること。
- 2 こども及び青少年に係る統計調査に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- 3 横浜市児童福祉審議会に関すること。
- 4 横浜市子ども・子育て会議に関すること。
- 5 子ども・子育て支援新制度に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 6 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進に関すること。

### 監査課

- 1 児童福祉に係る事業等の監査に関する企画及び連絡調整に関すること。
- 2 社会福祉法人（児童福祉に係る事業のみを行う法人に限る。）の設立、定款変更、

- 解散、合併の認可等に関する事。
- 3 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関する事。
  - 4 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関する事。
  - 5 児童福祉施設等の監査に関する事。
  - 6 児童福祉施設の建設に対する助成についての検査等に関する事。
  - 7 社会福祉連携推進法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 128 条第 1 号イの社会福祉連携推進法人をいう。以下同じ。）（児童福祉に係る事業のみを行う法人のみを社員とする者に限る。）の認定、定款変更、監督等に関する事。
  - 8 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関する事。

## 青少年部

### 青少年育成課

- 1 青少年育成施策に係る企画及び調整に関する事。
- 2 青少年育成施策の振興に係る事業の実施及び調整に関する事。
- 3 青少年育成団体に関する事。
- 4 青少年指導員に関する事。
- 5 青少年施設及び横浜市青少年野外活動センターの運営管理に関する事。
- 6 公益財団法人よこはまユースに関する事。
- 7 部内他の課の主管に属しない事。

### 放課後児童育成課

- 1 放課後児童育成施策に係る企画及び調整に関する事。
- 2 放課後キッズクラブ事業に関する事。
- 3 はまっ子ふれあいスクール事業に関する事。
- 4 放課後児童健全育成事業に関する事。

## 保育・教育部

### 保育・教育支援課

#### 事業調整係

- 1 保育・教育に係る企画及び調整に関する事（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- 2 保育・教育施設等の運営管理の総合調整に関する事。
- 3 保育所、認定こども園、幼稚園及び小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及びこれらに準ずるものを含む。同係分担事務 4 において同じ。）の連携の推進に関する事。
- 4 保育所、認定こども園及び幼稚園と小学校の接続の推進に関する事。

- 5 部内他の課の主管に属しないこと。

#### 人材育成係

- 1 保育・教育施設等の業務に従事する人材の育成及び保育・教育の質の向上に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 2 保育・教育の調査研究に関すること。
- 3 保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業並びに認可外保育施設の保育内容に係る相談に関すること。

#### 市立保育所係

- 1 市立の保育所の調整に関すること。
- 2 保育・教育施設等の給食に関すること。
- 3 保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業並びに認可外保育施設の保育内容に係る相談に関すること（人材育成係の主管に属するものを除く。）。

#### 保育・教育運営課

##### 運営・指導係

- 1 子ども・子育て支援法に基づく給付費及び委託費に関すること（保育・教育給付課の主管に属するものを除く。）。
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成に関すること（保育・教育給付課の主管に属するものを除く。）。
- 3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に要した費用の利用者負担に関すること（保育・教育認定課の主管に属するものを除く。）。
- 4 私立の保育所及び幼保連携型認定こども園並びに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の改善命令、事業停止命令、認可の取消し等に関すること。
- 5 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者への措置の勧告及び命令に関すること。
- 6 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に係る確認の取消し及び効力の停止に関すること。
- 7 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定の取消しに関すること。
- 8 特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること（幼児教育係の主管に属するものを除く。）。
- 9 特定子ども・子育て支援施設等の調査、指導及び監査に関すること。
- 10 特定子ども・子育て支援提供者への措置の勧告及び命令に関すること。
- 11 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の取消し及び効力の停止に関すること。

- 12 横浜保育室事業の運営等に関する事（保育・教育給付課及び保育・教育認定課の主管に属するものを除く。）。
- 13 認可外保育施設への助成及び事業停止命令等に関する事（保育・教育給付課の主管に属するものを除く。）。
- 14 その他保育・教育施設等の運営管理に関する事（保育・教育支援課、保育・教育給付課及びこども施設整備課の主管に属するものを除く。）。

#### 幼児教育係

- 1 幼児教育に係る助成、支援及び振興に関する事（保育・教育給付課の主管に属するものを除く。）。
- 2 特定子ども・子育て支援施設等（私学助成を受ける幼稚園に限る。）の確認に関する事。

#### 保育・教育給付課

##### 給付係

- 1 子ども・子育て支援法に基づく給付費の支給及び委託費等の支払に関する事。
- 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の保育・教育に係る助成金の支払に関する事。
- 3 施設等利用費に関する事。
- 4 横浜保育室事業の助成金の支払に関する事。
- 5 認可外保育施設への助成金の支払に関する事。
- 6 一時預かり事業等に係る補助金の支払に関する事。
- 7 その他保育・教育施設等に係る給付費及び助成金に関する事（保育・教育運営課の主管に属するものを除く。）。

#### 保育・教育認定課

##### 認定・利用調整係

- 1 教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に係る基準等に関する事。
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所等の利用調整に係る基準等に関する事。
- 3 特定教育・保育施設から特定教育・保育を受けたとき及び特定地域型保育事業者から特定地域型保育を受けたときの利用者負担額に関する事。
- 4 小学校就学前子どもの保育の必要性に関する事（保育・教育運営課の主管に属するものを除く。）。

#### 保育対策課

- 1 待機児童対策に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事。

## こども施設整備課

- 1 保育所等の整備及び助成に関すること。
- 2 保育所の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関すること。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置の認可及び当該施設の休止、廃止等の認可に関すること。
- 4 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可並びにこれらの事業の休止及び廃止の承認に関すること。
- 5 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- 6 認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

## こども福祉保健部

### こども家庭課

#### こども家庭係

- 1 母子福祉及び父子福祉に関すること（特別乗車券に関するものを除く。）。
- 2 寡婦福祉に関すること。
- 3 母子福祉及び父子福祉並びに寡婦福祉に係る社会福祉事業（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 38 条の母子・父子福祉施設に係るものを含む。以下この部において「母子父子寡婦福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の届出等に関すること。
- 4 母子父子寡婦福祉事業の事業停止命令、その他の指導及び監督に関すること。
- 5 児童福祉、母子福祉、父子福祉、寡婦福祉に係る統計調査に関すること。
- 6 部内他の課、係の主管に属しないこと。

#### 手当給付係

- 1 児童手当、特別児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- 2 特別乗車券に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。

## 地域子育て支援課

- 1 地域における子育て支援に係る企画及び調整に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。）。
- 2 地域における子育て支援の推進に関すること。
- 3 母子保健に関すること（横浜市保健所事務分掌規則（平成 19 年 3 月横浜市規則第 30 号。以下「保健所事務分掌規則」という。）第 4 条こども家庭支援課の項第 3 号に掲げる事務を除く。）。
- 4 母子の歯科口腔保健に関すること。
- 5 不妊相談及び不妊治療費助成に関すること。

## こどもの権利擁護課

### 児童虐待・DV 対策係

- 1 児童虐待防止に係る事務の企画及び総合調整に関すること（児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- 2 児童相談所との連絡調整に関すること。
- 3 女性に係る福祉の調整及び相談等に関すること（政策局男女共同参画推進課の主管に属するものを除く。）。

### 養護支援係

- 1 市立の児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及び心身障害児に関する施設を除く。分担事務 4 を除き、以下この部において同じ。）及び児童相談所の企画、設置及び運営管理に関すること。
- 2 児童福祉施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の承認に関すること。
- 3 児童福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 4 児童福祉に係る社会福祉事業（児童福祉施設に係るものを除く。「児童福祉事業」という。）の開始、変更、廃止の届出等に関すること（障害児福祉保健課の分掌事務第 4 号に係るものを除く。）。
- 5 児童福祉事業の事業停止命令その他の指導及び監督に関すること。
- 6 児童福祉施設及び里親への措置及び措置費並びに助産等の実施及び実施費用並びに法外扶助に関すること。
- 7 養育里親名簿等の登録等に関すること。
- 8 私立の児童福祉施設の建設に対する助成に関すること。
- 9 その他児童の養護に関すること。

## 障害児福祉保健課

- 1 知的障害児、肢体不自由児等の心身障害児及び身体障害児（以下「障害児」という。）の福祉保健の推進に関すること（健康福祉局障害福祉課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。）。
- 2 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）による発達障害児の福祉保健の推進並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 3 障害児及び発達障害児の福祉保健に係る施策に係る企画及び調整に関すること。
- 4 障害児の福祉に係る社会福祉事業（障害児入所施設及び児童発達支援センターの心身障害児及び身体障害児に関する施設（以下この部中「障害児福祉施設」という。）に係るものを除く。）の開始、変更及び廃止の許可等並びに改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- 5 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）及び身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。

- 6 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による障害児に係る援護及び更生に関すること。
- 7 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関すること。
- 8 身体障害者等に対する奨学金の支給に関すること。
- 9 学齢期の障害児及び発達障害児の支援に関すること。
- 10 障害児に係る福祉サービスの情報提供に関すること。
- 11 障害児に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に係る事務並びに健康福祉局との連携及び調整に関すること。
- 12 市立の障害児福祉施設の企画及び設置並びに運営管理に関すること。
- 13 障害児福祉施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関すること。
- 14 障害児福祉施設の改善命令、事業停止命令、認可等の取消し、その他の指導及び監督に関すること。
- 15 障害児福祉施設への措置、措置費及び法外扶助に関すること。
- 16 私立の障害児福祉施設の建設に対する助成に関すること。

令和6年度

# 事業概要

子ども青少年局



【目 次】

頁

◎ 令和6年度こども青少年局運営方針	1
◎ 令和6年度こども青少年局予算総括表	6
◎ 子育てしたいまちの実現	7
◎ 保育・教育の基盤づくり	11
◎ 児童虐待対策の推進	15
◎ 子どもの貧困対策	17
1 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等	19
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育</li> <li>○延長保育事業</li> <li>○市立保育所民間移管事業</li> <li>○横浜保育室助成事業</li> <li>○認可外保育施設等利用料助成事業</li> <li>○無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上</li> <li>○保育所等における業務効率化推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○にもつ軽がる保育園事業</li> <li>○市立保育所の業務支援システム</li> <li>○給付費請求に係るシステム開発等</li> <li>○保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用</li> <li>○指導・監査</li> <li>○こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業</li> </ul>
2 保育所等の受入推進	21
<ul style="list-style-type: none"> <li>○変化する保育ニーズに対応するための既存活用策の推進</li> <li>○保育所等の新規整備等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信</li> </ul>
3 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保	23
<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育・教育の質向上の仕組みづくり</li> <li>○保育・幼児教育職員等研修</li> <li>○保育資源ネットワーク構築事業の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼保小連携・接続事業</li> <li>○保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保</li> </ul>
4 多様な保育ニーズへの対応	25
<ul style="list-style-type: none"> <li>○一時預かり事業</li> <li>○幼稚園等における長時間預かり・一時預かり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病児・病後児保育事業</li> <li>○24時間型緊急一時保育事業</li> </ul>
5 幼児教育の支援	26
<ul style="list-style-type: none"> <li>○私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費</li> <li>○私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～</li> <li>○私立幼稚園2歳児受入れ推進事業</li> <li>○私立幼稚園等一時預かり保育事業</li> <li>○私立幼稚園等補助事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私立幼稚園等特別支援教育費補助事業</li> <li>○私立幼稚園等施設整備費補助事業</li> <li>○幼稚園教諭等住居手当補助事業</li> <li>○保育・教育の質の確保・向上</li> </ul>
6 放課後の居場所づくり	27
<ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後キッズクラブ事業</li> <li>○小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業</li> <li>○放課後児童クラブ事業</li> <li>○放課後児童育成施策推進事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学生の朝の居場所づくりモデル事業</li> <li>○特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業</li> <li>○プレイパーク支援事業</li> </ul>
7 すべての子ども・若者の健全育成の推進	29
<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年を育む地域の環境づくり</li> <li>○青少年育成に携わる団体等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年関係施設の運営等</li> <li>○横浜市子ども・若者支援協議会の運営</li> </ul>
8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実	30
<ul style="list-style-type: none"> <li>○青少年相談センターにおける相談・支援事業</li> <li>○地域ユースプラザ事業</li> <li>○若者サポートステーションにおける相談・支援</li> <li>○困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ヤングケアラー支援事業</li> <li>○寄り添い型生活支援事業</li> <li>○よこはま型若者自立塾</li> <li>○就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業</li> </ul>
9 地域療育センター運営事業	31
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域療育センター運営事業</li> </ul>	

10	在宅障害児及び施設利用児童への支援等	32
	○障害児通所支援事業等 ○学齢後期障害児支援事業 ○障害児医療連携支援事業	○特別児童扶養手当支給事務費 ○障害児入所支援事業等
11	妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	33
	○子育て応援サイト・アプリ事業 ○妊産婦・こどもの健康医療相談事業 ○出産費用助成事業 ○出産・子育て応援事業 ○子育て世代包括支援センター事業 ○妊婦・産婦健康診査事業 ○妊婦歯科健康診査事業 ○母子保健指導事業	○乳幼児健康診査事業 ○新生児聴覚検査事業 ○妊娠・出産サポート事業 ○育児支援事業 ○こんにちは赤ちゃん訪問事業 ○乳幼児発達支援事業 ○不妊・不育相談等支援事業 ○妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業
12	地域における子育て支援の充実	35
	○地域子育て支援拠点事業 ○親と子のつどいの広場事業 ○保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業 ○子育て支援者事業 ○横浜子育てサポートシステム事業	○一時預かり事業 ○こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業 ○ハマハグ推進事業 ○こども食堂等支援事業
13	ひとり親家庭等の自立支援	37
	○ひとり親家庭等自立支援事業	○ひとり親世帯フードサポート事業
14	DV対策事業	38
	○DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実 ○若年女性相談支援モデル事業 ○女性緊急一時保護施設補助事業	○加害者更生プログラムへの事業費補助 ○母子生活支援施設緊急一時保護事業
15	児童扶養手当等	38
	○児童扶養手当	○特別乗車券の交付
16	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化	39
	○児童相談所の運営と機能強化 ○養育支援の充実	○区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組
17	社会的養護の充実	41
	○里親制度等の推進 ○施設等を退所する子どもへの支援 ○児童措置費等	○こどもの意見表明支援事業 ○民間児童福祉施設整備事業
18	ワーク・ライフ・バランスの推進	42
	○ワーク・ライフ・バランスの推進	
19	計画の推進	42
	○横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進	○横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進
20	児童手当	43
	○児童手当	
21	母子父子寡婦福祉資金貸付事業(母子父子寡婦福祉資金会計)	44
	○母子父子寡婦福祉資金貸付事業	
◎	横浜市中期計画における政策別の事業概要掲載項目について	45

# 令和6年度 こども青少年局運営方針

## I 基本目標

- 「横浜市中期計画 2022－2025」で掲げる基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現
- 未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」の実現

## II 目標達成に向けた施策

令和6年度は「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、子育て世代のゆとり創出につながる取組を「おやこ More Smile Package」として展開し、切れ目なく、広く子育て世代に響く支援を進めていきます。

また、「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」に定める目標・方向性に沿って、生まれる前から青少年期に至るまでの、切れ目のない総合的な施策・事業を実施し、子どものより良い育ちを社会全体で支えるための取組を着実に進め、子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。

さらに、令和5年4月に施行されたこども基本法を踏まえ、こども青少年局が先頭に立って、施策・事業に子どもの意見を反映するための取組を進めていくとともに、将来にわたり、子どもたちの健やかな成長を守り、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進するため、局一丸となって「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

### ★ おやこ More Smile Package【こども青少年局所管分】

○「時間的負担の軽減」「経済的支援」「親子の快適な居場所の創出」の3つの視点に基づき、子育て世代が実感できる「ゆとり」を創出します。保護者が時間的・精神的なゆとりを持って子どもに向き合うことで、子どもの健やかな成長や親子の笑顔と幸せにつながるよう、取組を進めます。

【主な新規・拡充事業等】「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」の構築／妊産婦・こどもの健康医療相談の実施／出産費用の助成／保育所等での登園時の持ち物負担軽減／地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備／親と子のつどいの広場事業の充実／子育て世代の家事負担軽減に関する調査・分析／放課後事業における夏休み期間中の昼食提供モデル実施／小学生の朝の居場所づくりモデル実施

### 1 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援【中期計画 政策2施策1～4】

○保育・幼児教育の「質の確保・向上」、保育所等の整備による「受入枠の確保」、保育士等の採用や定着支援など、保育・幼児教育を担う「人材の確保」に一体的に取り組むとともに、多様化する保育ニーズへの対応など、安全・安心な横浜の保育・幼児教育の基盤づくりを総合的に進めます。

【主な新規・拡充事業等】保育士等の追加配置への支援／障害児・医療的ケア児の受入れ推進／園選びサイトを通じた保育所等の情報発信／1・2歳児の受入れ枠拡大／入所が可能な小規模保育事業への送迎支援／一時預かり事業の拡充／保育士修学資金貸付の充実／こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業の実施／保育所等での登園時の持ち物負担軽減【再掲】

### 2 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進【中期計画 政策2施策5、政策3施策1】

○子どもたちの放課後等の安全・安心な居場所を確保するとともに、その質の維持・向上を図ります。全ての子ども・青少年が、社会との関わりの中で健やかに成長できるよう、地域において見守り支える環境づくりを進めるとともに、多世代交流や体験活動の機会を提供する居場所の充実を図ります。

【主な新規・拡充事業等】放課後事業における夏休み期間中の昼食提供モデル実施【再掲】／小学生の朝の居場所づくりモデル実施【再掲】／放課後事業における児童入退室システムの開発等DXの推進・常勤職員配置の改善／プレイパークの新設に向けた支援／青少年の地域活動拠点づくり事業において子どもの意見を反映させるためのワークショップ実施

### 3 若者の自立支援施策の充実【中期計画 政策3施策2・3】

○困難を抱える子ども・若者の自立に向けて、早期発見・早期支援の取組を推進するとともに、本人の状態に応じた支援を切れ目なく行います。

○ヤングケアラーの負担の軽減や、本人とその家族を見守り支える環境づくりを進めます。

【主な新規・拡充事業等】ひきこもり等困難を抱える若者に対する「ピアサポーター」による支援／よこはま子ども・若者相談室で「ヤングケアラーLINE相談」を実施／寄り添い型生活支援事業における支援の充実に向けた調査・検討

#### 4 障害児への支援の充実【中期計画 政策13 施策2・3】

○増加傾向にある発達障害など、障害児が適切な支援を受けられるよう、地域療育センターを中心とした支援の充実を図るとともに、障害児通所支援のサービスの質の維持・向上を図ります。  
○医療的ケア児等が在宅生活において必要とする、医療・福祉・教育分野等の総合的な相談体制の構築及び受入体制の充実に取り組みます。

【主な新規・拡充事業等】地域療育センターにおける初期支援の充実／地域療育センターでのきょうだい児預かりの委託実施／障害児通所支援事業所への支援と研修の充実／学齢後期障害児支援事業所の体制強化／医療的ケア児に関する実態調査

#### 5 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実【中期計画 政策1 施策1～3】

○全ての子育て家庭及び妊産婦が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を充実させます。  
○心身ともに不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援を受けられるよう、相談体制の強化等により、母子の健康の保持・増進を図ります。

【主な新規・拡充事業等】「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」の構築【再掲】／妊産婦・こどもの健康医療相談の実施【再掲】／出産費用の助成【再掲】／出産・子育て応援事業による経済的支援／妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業

#### 6 地域における子育て支援の充実【中期計画 政策1 施策4】

○安心して出産・子育てができるよう、地域における子育て支援の場や機会の拡充を図るとともに、子育てに関する情報提供・相談対応の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等、子どもの健やかな育ちを支える取組を進めます。

【主な新規・拡充事業等】地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備【再掲】／親と子のつどいの広場事業の充実【再掲】／保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業の拡充／こども食堂等の取組支援と区ごとのネットワークの段階的な構築

#### 7 ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

【中期計画 政策3 施策5、政策4 施策4】

○ひとり親家庭の生活の安定・向上のため、個々の家庭に応じた子育て、生活、就業の支援及び子ども自身へのサポートなど総合的な自立支援を進めます。  
○DVの防止に向け、広報・啓発を行うとともに、DV被害者や困難を抱える女性に対し、相談から保護、自立に向けた切れ目のない支援の充実を図ります。

【主な新規・拡充事業等】児童扶養手当の拡充／ひとり親家庭に対する総合的な自立支援の充実／ひとり親世帯フードサポート事業／ひとり親家庭自立支援計画の策定／DV被害者等への相談・支援の充実

#### 8 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実【中期計画 政策3 施策4、政策4 施策1～3】

○子どもの命と人権を守るため、児童虐待の発生防止に向けた取組を一層強化するとともに、児童相談所及び区役所の機能強化、職員の専門性の向上、地域や関係機関との連携強化など児童虐待防止対策を総合的に推進します。

○様々な理由により家庭で暮らすことのできない児童が、里親などのより家庭的な環境で生活できるよう、社会的養護体制の充実を図ります。

【主な新規・拡充事業等】区役所へのこども家庭センター機能の設置／児童相談所の新設・再整備／一時保護所の環境改善／横浜型児童家庭支援センターの対応力強化／ファミリーホームの新規開設支援／施設等を退所した子どもへの支援の充実／社会的養護経験者への実態調査／児童虐待防止の広報・啓発／児童養護施設等に措置されている子どもの意見表明支援

#### 9 ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

【中期計画 政策1 施策1】

○ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の推進に向けた企業等への支援や、男女が共に家事や子育てを担うための啓発等を進めます。

○社会全体で子どもを見守り、子どもを大切にする機運の醸成に取り組むとともに、事件・事故から子どもを守るための取組や、子育て家庭にも優しい環境整備の推進により、安全・安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを目指します。

【主な新規・拡充事業等】ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発／「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画」策定／子どもの意見を聴く取組の実施／子育て世代の家事負担軽減に関する調査・分析【再掲】

### Ⅲ 目標達成に向けた組織運営

令和5年1月に策定された「行政運営の基本方針」を踏まえ、持続可能な市政の実現に向けて職員一人ひとりが「市民目線」と「スピード感」を持って業務に取り組むことができるような組織運営を行います。また、先の未来も見据えて、より多くの皆様に「横浜で子育てしたい」と思っただけのように、子育て世代に向けた新たな施策の創出に、組織一丸となってチャレンジしていきます。

#### 1 人材育成・チーム力の強化、危機管理対策の推進

- 性別や職種、雇用形態、勤務形態等を問わず、職員が意欲と能力を最大限発揮できる組織づくりを推進します。責任職は、職員自らがよく考え、日々の仕事を進められるよう支援するとともに、「横浜市人材育成ビジョン」を踏まえ、OJTや研修参加など、職員一人ひとりの能力開発と係長昇任等を見据えたキャリア形成支援に取り組みます。
- 職員間のつながりや相互の情報共有を充実し、課を超えた業務連携や連続性を意識した施策の検討・実施などにより「チームこども青少年局」の機運を醸成します。
- 「子ども・青少年にとって」「子育て世代・保護者にとって」の視点から、区や関係局とも組織を超えて連携し「チーム横浜」として施策・事業に取り組みます。また、今年度から「こども家庭センター」機能を18区に段階的に設置し、子どもとその家庭への包括的支援に取り組みます。区の専門職が支援業務に注力できるよう、あらゆる業務の効率化についても、区局連携により取組を進めます。
- これまでの地震対策について検証・検討を行うとともに、危機発生時を見据えた対応の徹底及び意識の醸成に取り組みます。

#### 2 持続可能な財政運営の推進

- 「政策一施策一事業」体系や「施策評価」を踏まえ、目的から必要な事業を議論する組織づくりを推進します。議論を通じた既存事業の改善及び新規事業の検討並びに積極的な歳入確保など、「創造・転換」を図ることにより、限られた経営資源の中で、社会情勢の変化に対応しながら、横浜の子どもや子育て家庭のために必要な事業の実施に向け取り組みます。
- 職員一人ひとりが従来の行政運営からの転換を意識し、デジタル化やデータの活用等、効率的・効果的な手法の導入を推進します。

#### 3 ワーク・ライフ・バランスの実現とワークスタイル改革の推進

- 職員一人ひとりが、働き方を見直し、主体的に家事・育児、地域活動、個人の自己啓発等仕事以外の「生活」との調和を図り、心身ともに健康でいきいきと働ける職場環境づくりを推進します。
- 責任職は、計画的な年次休暇の取得や長時間労働の是正をはじめ、出生支援休暇や男性職員の育児休業の取得、介護休暇など、職員の状況に応じた仕事と家庭の両立を支援します。また、業務の適切な進捗管理や職員間の協体制の確保、業務量の適正化など、職場マネジメントを推進します。
- 職員一人ひとりがペーパーレスや文書整理の徹底、会議の効率化など具体的な取組を進めるとともに、横浜版フレックスタイムやテレワークの活用等、ワークスタイル改革を推進します。

#### 4 市民満足（CS）と職員満足（ES）の向上

- 「市民目線」と「スピード感」を重視して、子ども・青少年の視点に立った支援や子育て世代への支援を行い、「住みたい都市」「住み続けたい都市」「選ばれる都市」を目指すとともに、市民や事業者に寄り添ったわかりやすく丁寧な対応を心がけます。
- 性別や職種、雇用形態、勤務形態等にかかわらず、全ての職員が意欲と能力を発揮できるよう、活発なコミュニケーションが行われ、職員一人ひとりが働きがいや成長を感じ、お互いに「認め合う・支え合う」働きやすい職場環境づくりを進めます。責任職は職員一人ひとりへ日々の取組に対する「感謝」や今後に向けての「期待」を具体的に伝える等、働きがい（モチベーション）を高めるマネジメントを行います。
- 事務処理ミスや不祥事の防止、情報セキュリティ対策を進めるなど、職場全体でリスクマネジメントに取り組み、区や関係機関などと連携を図りながら、市民の皆様への期待や信頼に応える行政を推進します。
- 施策、事業の様々な機会を捉え、GREEN×EXPO 2027の成功に向けた機運醸成に取り組みます。

#### 5 協働と共創の推進

- 未来を担う子ども・青少年の健やかな育ちを社会全体で支えるため、保育・教育施設をはじめとする子どもの育ちを支える全ての施設・事業や、地域、NPO法人、医療機関、企業など様々な主体との協働・共創による取組を推進します。
- 職員一人ひとりが、子どもや青少年を取り巻く社会情勢の変化にアンテナを張るとともに、積極的に地域に出向き、現場の声を聞くなど、現場発意の施策立案・改善を推進し、子育て世代に響く新たな施策・事業の創出にも取り組んでいきます。

# 「横浜市子ども・子育て支援事業計画」における施策分野と事業概要の項目



## 施策分野1 子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる

### 基本施策① 乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援

- 1 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等 2 保育所等の受入推進  
3 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保 4 多様な保育ニーズへの対応 5 幼児教育の支援

### 基本施策② 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

- 6 放課後の居場所づくり 7 すべての子ども・若者の健全育成の推進

### 基本施策③ 若者の自立支援施策の充実

- 8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実

### 基本施策④ 障害児への支援の充実

- 9 地域療育センター運営事業 10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等

## 施策分野2 誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる

### 基本施策⑤ 生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

- 11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

### 基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実

- 12 地域における子育て支援の充実

### 基本施策⑦ ひとり親家庭の自立支援／配偶者等からの暴力（DV）への対応と未然防止

- 13 ひとり親家庭等の自立支援 14 DV対策事業 15 児童扶養手当等  
21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

## 施策分野3 社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる

### 基本施策⑧ 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- 16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化 17 社会的養護の充実

### 基本施策⑨ ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

- 18 ワーク・ライフ・バランスの推進

## 計画の推進・その他

- 19 計画の推進 20 児童手当



## 令和6年度 こども青少年局予算総括表

(一般会計)

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
こども青少年費	343,501,408	369,520,043	26,018,635	7.6	
青少年費	23,268,464	24,041,432	772,968	3.3	こども青少年総務費、青少年育成費
子育て支援費	212,934,807	223,966,019	11,031,212	5.2	地域子育て支援費、保育・教育施設運営費、幼児教育費、放課後児童育成費、保育所等整備費
こども福祉保健費	107,298,137	121,512,592	14,214,455	13.2	児童措置費、こども家庭福祉費、親子保健費、こども手当費、児童福祉施設運営費、児童相談所費、児童福祉施設整備費
諸支出金	481,339	515,525	34,186	7.1	
特別会計繰出金	481,339	515,525	34,186	7.1	母子父子寡婦福祉資金、水道事業、自動車事業及び高速鉄道事業会計繰出金
一般会計計	343,982,747	370,035,568	26,052,821	7.6	

(特別会計)

(単位：千円)

項 目	令和5年度	令和6年度	差 引	前年度比 (%)	備 考
母子父子寡婦福祉資金会計	521,341	262,575	△ 258,766	△ 49.6	母子父子寡婦福祉資金貸付金、事務費、公債費、一般会計繰出金
特別会計計	521,341	262,575	△ 258,766	△ 49.6	



**特集 1**

**子育てしたい  
まちの実現**

「横浜市中期計画 2022-2025」の基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向けて、時間的負担の軽減や経済的支援など、子育て世代のゆとり創出につながる取組を「おやこ More Smile Package」として、全市的に展開します。

こども青少年局では、「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」の運用開始や出産費用に対する助成、放課後事業における長期休業期間中の昼食提供のモデル実施など、切れ目なく、広く子育て世代に響く支援を進めていきます。

**令和6年度の主な取組**

**1 幅広い子育て世帯への支援**

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	子育て応援サイト・アプリ事業<拡充> 【5億5,500万円】	スマートフォンを通じて、子育てに関する申請・手続や情報等を保護者・子ども一人ひとりに合わせて提供する「子育て応援サイト・アプリ(仮称)」を構築します。 <u>令和6年6月の運用開始後も、随時機能を追加していきます。</u>
(2)	市内の子育て世代向けプロモーションサイトの作成<新規> ※予算額は(1)に含む	<u>子育て世代の定住を促進するため、「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」等と連携しながら、本市の様々な魅力や特色ある取組を効果的に発信します。</u>
(3)	妊産婦・こどもの健康医療相談事業<新規> 【5,000万円】	<u>子育ての不安を軽減するため、「子育て応援サイト・アプリ（仮称）」を通じて、妊産婦及び未就学児の養育者が、無料で医師等に相談できる事業を実施します。（令和7年1月開始予定）</u>
(4)	児童手当<拡充> 【557億3,449万円】	家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、児童の養育者に手当を支給します。 <u>制度改正により令和6年10月分から拡充します。（拡充後の初回支給は令和6年12月）</u> ○所得制限撤廃 ○支給期間の延長 ○多子加算の増額 ○支給回数を年6回に変更

**2 妊娠・出産期における支援**

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	出産費用助成事業<新規> 【20億5,610万円】	<u>経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境を整えることを目的に、令和6年4月以降に出産した方を対象に助成金を支給します。</u>
(2)	出産・子育て応援事業<拡充> 【27億7,571万円】	<u>妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。経済的支援について、出産・子育て用品の購入や子育てサービス等に利用できるよう、ギフト支給に切り替えます（令和6年10月予定）。</u> ○出産応援金（妊娠届出後） 5万円 ○子育て応援金（出生届出後） 5万円 ※ギフトはそれぞれ5万円相当

### 3 乳幼児期における支援

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	にもつ軽がる保育園事業 ＜新規＞ 【6億 2,332 万円】	<u>保護者及び保育士の負担軽減を行うため、紙おむつや食事用エプロン、寝具などについて、サブスクの導入など、保護者が持参する持ち物を減らす取組を実施している保育所等に対し、助成を実施します。また、保育所等に対し、使用済み紙おむつの処分費用の助成を行います。</u>
(2)	こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業＜新規＞ 【3,758 万円】	<u>認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園、地域子育て支援拠点で、こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業を行います。（実施施設数：14 か所）</u>
(3)	地域子育て支援拠点事業 ＜拡充＞ 【15 億 8,838 万円】	18 区で地域子育て支援拠点を運営するとともに、 <u>地域子育て支援拠点サテライトの設置（新規 1 か所、継続 9 か所）と拠点サテライトにおける利用者支援事業を実施（新規 1 か所、継続 8 か所）</u> します。
(4)	親と子のつどいの広場事業 ＜拡充＞ 【6 億 8,334 万円】	商店街の空き店舗等を活用し、親子の交流の場の提供や子育て相談を実施する親と子のつどいの広場について、 <u>新たな広場を設置（新規 3 か所、継続 74 か所）するとともに、一時預かり事業を実施（新規 1 か所、継続 38 か所）</u> します。
(5)	保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業 ＜拡充＞ 【3 億 4,261 万円】	施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施する <u>子育てひろばを設置（常設園：新規 4 か所、継続 75 か所、非常設園：継続 381 か所）</u> します。 6 年度は、 <u>保育所・認定こども園子育てひろばについて、常設園の開設準備費を拡充</u> します。
(6)	子育て世代の家事負担軽減に関する調査・分析 ＜新規＞ 【300 万円】	<u>子育て世代の家事負担を軽減するため、惣菜販売など夕食支援に取り組む保育所の協力のもと、利用者へのアンケート調査・分析及び事例集の作成</u> を行います。

### 4 学齢期における支援

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	放課後児童育成施策推進事業＜拡充＞ 【7 億 3,151 万円】	<u>全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブにおいて、長期休業期間中の昼食提供を夏休みにモデル実施</u> します。また、 <u>デジタル化の推進に向けて、児童の入退室情報の管理や入所申込みのためのシステムの開発を進めます。</u>
(2)	小学生の朝の居場所づくりモデル事業＜新規＞ 【349 万円】	<u>小学生の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりをモデル事業として実施</u> します。（実施か所数：2 か所）

手続・情報 横浜の子育ての全てがここに！

令和6年6月末リリース予定

## 子育て応援サイト・アプリ（仮称）

- 1 スマホで簡単手続！
- 2 今 あなたに必要な情報をお届け！
- 3 お子さまの成長をしっかり記録&共有！

子育て応援サイト・アプリ（仮称）では、  
さまざまな手続がオンラインで行えて、イベントなど子育てに役立つ情報が手に入ります。  
これによって、手続や情報収集に関する**心理的・時間的負担が軽減し、**  
**横浜市における子育ての満足度が高まります。**

### 区役所に行くために仕事を休めない…



子育てに関するさまざまな手続がアプリから可能に！  
手続のために区役所に行く必要がなくなります。  
（オンライン申請が可能な手続は順次拡大します。）

### 次の予防接種はいつだったかな…

電子母子健康手帳の予防接種リマインダーはもちろん、  
住所、お子さまの年齢、利用者の興味関心に応じた  
手続やイベントの情報などが届きます！



### 急にトイレって言われても…

おむつ交換や調乳できる場所、保育所、公園、  
子育て支援施設など、ご自宅や、今いる場所から近い  
施設がすぐわかります！



### 紙の母子健康手帳は一冊だけど…

いつでもどこでもパートナーとスマートフォンで、  
電子母子健康手帳に記録した  
おなかの赤ちゃんやお子さまの情報を共有できます。





# 子育て応援サイト・アプリ(仮称)の機能の一部をご紹介します！



母子健康手帳  
予防接種スケジュール

申請も。  
予約も相談も。  
イベントや公園情報まで。  
スマホ・PCで全てが完結。



メニュー



申請一覧



やることリスト



お知らせ・トピックス  
お役立ち情報 など



イベントカレンダー  
マイカレンダー



施設検索

※ 開発中の画面のため変更となる場合があります。

## 子育て応援サイト・アプリに搭載する手続・機能 今後も広がります！

リリース時(R6.6月末)

妊娠～出産前後の手続

- ・児童手当・児童扶養手当
- ・小児医療費助成
- ・産後母子ケア
- ・一時預かりの予約
- ・地域子育て支援拠点関連の申込 など

R6年度中(予定)

未就学児(0～6歳児)に関する手続

- 【10月】
- ・出産費用助成
- ・出産子育て応援ギフト
- ・保育所入所申請
- 【1月】
- ・健康医療相談(妊産婦・子ども) など

R7年度以降(予定)

学齢期(小～中学生)に関する手続

- ・家庭と学校の連絡システムとの連携
- ・放課後キッズクラブ等システムとの連携 など

# 保育・教育の 基盤づくり

乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎を培う大切な時期であり、人間形成にとって重要な時期です。

子どもの豊かな育ちを支えるためには、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園など育ちの場が変わっても、子どもの最善の利益が尊重されることが大切です。「質の確保・向上」「受入枠の確保」「人材確保」の一体的取組により、横浜の保育・教育の基盤づくりを進めます。

## 質の確保・向上

子どもの豊かな育ちを支えるためには、全ての保育所や幼稚園等で保育士や幼稚園教諭などの保育者が高い専門性と意欲を持つことが大切です。保育・教育の質の確保・向上に向け、研修の充実を図るとともに、保育・教育の方向性を示した「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるための取組を推進します。また、園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材を育成するため、保育・教育質向上サポーター事業（Yサポ）を実施します。

あわせて、施設・園がその保育者を支え、適切に運営できる体制を整えることにより質の高い保育を保障していきます。

## 受入枠の確保

本市における保育所等の利用希望は引き続き増加しており、特に1・2歳児の保育ニーズへの対応が必要です。変化する保育ニーズに対応するため、地域の状況に基づき、既存の保育・教育資源の活用を進めます。受入枠が不足するエリアについては、保育所等を整備するなど、待機児童解消に向けて、市全体で新たに1,290人分の受入枠を確保します。

あわせて、一時保育等について、施設整備費の補助を拡充するなど、預かり事業の充実を図ります。

保育を必要とされる方が利用できるよう、保留児童の分析結果による4つの対策の方向性に基づいた取組を進めていきます。

## 人材確保

保育士・幼稚園教諭等の保育者の需要が高まる一方で、養成施設の入学者が減少傾向にあるなど、新たな担い手の確保が厳しい状況が続いています。これから保育者を目指す方に、本市の保育の魅力を感じてもらふことや、保育者が自信と誇りを持って長く働ける職場環境の構築が重要です。

採用と定着の両輪で支援を進め、子どもの豊かな育ちを支える保育者の確保に取り組みます。

# 令和6年度の重点取組

## 1 質の確保・向上

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 保育・教育の質の確保・向上 <拡充> 【1億5,472万円】	<p>保育・教育の専門性を高めるため、キャリアに応じた研修・研究の受講者数を拡充するとともに、保育の質を向上する取組を推進するため、園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材の育成を進めます。また、<u>保育の改善に取り組む施設に対し、専門家を派遣するサポート事業を新たに実施します。</u></p>
(2) 障害児・医療的ケア児の受入れ推進 <拡充> 【75億8,692万円】	<p>看護職員を複数配置し、<u>常時、医療的ケア児の受入れが可能な「医療的ケア児サポート保育園」を新たに12園認定します。</u>            また、<u>医療的ケア児が在籍している保育所等への支援として、看護職員が不在（研修や休暇等）となる場合に、医療的ケアを実施するための看護職員を派遣します。</u>            さらに、医療的ケアを行う看護職員の雇用費、衛生用品等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を助成するとともに、<u>ICT機器や災害対策備品等の購入費用を新たに助成します。</u>            そのほか、<u>幼稚園の長時間預かりにおいて、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助を拡充します。</u></p>
(3) 保育士等の追加配置への支援 <拡充> 【184億9,498万円】	<p>本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。<u>ローテーション保育士雇用費については、助成対象者を拡大し、質の高い保育の提供、定着の促進を図ります。</u></p>
(4) 園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信 <拡充> 【2,000万円】	<p>情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」にて、各保育所等の雰囲気や魅力を発信します。また、AIチャットボットによる園の「おすすめ機能」の付加と利用者の声を踏まえた改修を実施します。  <u>少人数できめ細やかな支援ができる小規模保育事業の魅力を伝える動画等を作成・掲載します。</u></p>
(5) 保育・教育コンシェルジュによる個別フォローの実施 <拡充> 【1億5,354万円】	<p>保護者のニーズと必要なサービス等を適切に結び付けるため、<u>保育所等の申請が集中する期間について、各区に配置した保育・教育コンシェルジュが実施する申請者への個別フォローを強化します。</u></p>
(6) 保育所等における業務効率化の推進 <拡充> 【1億178万円】	<p>更なる保育士の業務負担軽減を図るため、こどもの登園管理等を支援するシステムに加え、<u>キャッシュレス決済を導入する場合の費用についても補助対象とし、補助上限額を拡充します。</u></p>

## 2 受入枠の確保

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	既存施設における保育ニーズの高い 1・2歳児の受入枠拡大 ＜拡充＞ 【6,500万円】	既存施設において、1・2歳児の受入枠の拡大を進めます。特に <u>1歳児について、定員の付け替えを伴わずとも定員増のみで補助が受けられるよう要件を緩和します。</u>
(2)	着実な保育所等の整備を進めるための 補助基準額及び賃借料補助の充実 ＜拡充＞ 【12億7,535万円】	既存施設での受入枠が不足する地域での保育所等の新規整備について、 <u>補助基準額を増額するほか、重点整備地域における開所後賃借料補助の補助率拡充や、小規模保育事業に対する開所後賃借料補助を新設するなど、着実な保育所等の整備を進めます。</u>
(3)	入所が可能な小規模保育事業への送迎支援 ＜新規＞ 【2,616万円】	保育所等に入所できず保留となった1・2歳児が自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、 <u>駐車場の確保に係る費用の補助又はタクシーの利用料金等に充当可能な電子チケットの配付を行い、児童の送迎を支援します。</u>
(4)	一時預かり事業等 ＜拡充＞ 【14億2,624万円】	ア 保育所新設時における一時保育室設置促進＜拡充＞ 【225万円】 <u>保育所等整備時の一時保育室設置を促進するため、一時保育室加算を創設します。</u>
	イ 一時預かりの受入枠拡大 ＜拡充＞ 【14億2,039万円】	<u>児童を受入れた際の補助単価の増額を行う等、受入体制の拡充を図ります。</u> また、 <u>乳幼児一時預かり事業の新規開設にかかる整備費の補助額を拡充するほか、保育所等で実施する一時保育事業で土曜受入加算を創設します。</u>
	ウ 減免制度の拡充 ＜拡充＞ 【360万円】	<u>乳幼児一時預かり事業において、新たに多胎児に対する利用料の減免制度を導入します。</u>
(5)	幼稚園等における長時間預かり＜拡充＞ 【55億4,200万円】	<u>私立幼稚園等預かり保育事業を新たに2園、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業を新たに5園で実施します。</u>



### 3 人材確保

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	保育士修学資金貸付事業 ＜拡充＞ 【8,953万円】	保育士養成施設の在学生への貸付について、貸付期間を従来の1年間から2年間に拡充します。また、入学準備金及び就職準備金の貸付を新設します。
(2)	保育士宿舍借り上げ支援事業・幼稚園教諭等住居手当補助事業＜拡充＞ 【28億5,337万円】	保育所等を運営する民間事業者に対して、雇用する保育士向けに宿舍を借り上げるための補助を行います。（申請見込み件数：4,580戸） 私立幼稚園等預かり保育事業実施園が幼稚園教諭等に支給する住居手当に対し補助を行います。（申請見込み件数：362人）
(3)	保育士等の追加配置への支援 ＜拡充＞ 再掲(P.12) 【184億9,498万円】	本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。ローテーション保育士雇用費については、助成対象者を拡大し、質の高い保育の提供、定着の促進を図ります。

#### 【参考】 保留児童の分析と対策の方向性

希望どおりの保育所等を利用できていない保留児童の詳細なニーズを把握し、対策に繋げるため、令和5年4月時点の保留児童1,755人について分析を行いました。

この結果に基づき、6年度は4つの対策の方向性に沿って取組を進めていきます。

対策の方向性		主な取組
(1)	1・2歳児の受入枠確保 P.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設における保育ニーズの高い1・2歳児の受入枠拡大</li> <li>着実な保育所等の整備を進めるための補助基準額の増及び賃借料補助の充実</li> <li>入所が可能な小規模保育事業への送迎支援</li> </ul>
(2)	一時預かり等の拡充 P.13	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時預かりの受入枠拡大</li> <li>幼稚園等における長時間預かり</li> </ul>
(3)	障害児・医療的ケア児の対応 P.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児・医療的ケア児の受入れ推進</li> </ul>
(4)	選択肢を増やすための情報発信及び保育の質の向上 P.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育・教育の質の確保・向上</li> <li>園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信</li> <li>保育・教育コンサルジュによる個別フォローの実施</li> </ul>



# 児童虐待 対策の 推進

「横浜市子供を虐待から守る条例」及び「児童虐待に対する8つの対策」を基に、総合的な児童虐待対策に取り組めます。

6年度は、改正児童福祉法の施行に伴い、「こども家庭センター」機能を3区に設置するほか、児童相談所では、より子どもの視点に立った意見聴取や一時保護所の生活環境の整備に取り組めます。

また、(仮称)東部児童相談所の整備を進めるとともに、区・児童相談所の体制強化及び関係機関相互の連携強化を図り、引き続き人材育成や支援策、広報啓発を強化することで、子どもの最善の利益を守っていきます。

## 児童虐待に対する8つの対策

児童虐待の未然防止から発生時対応、再発防止、児童の自立に向けた支援に至るまでの対応を、「8つの対策」にまとめ、総合的に取り組んでいます。

対策1	支援策の充実	対策2	体制の整備・強化	対策3	組織的対応の強化
対策4	人材育成	対策5	関係機関相互の連携強化	対策6	社会的養護の推進
対策7	広報啓発の強化	対策8	地域子育て支援の推進		

## 令和6年度の重点取組

### 1 支援策の充実 : 虐待の未然防止から再発防止まで、養育者・子どもへの支援策を強化し、子どもの安全を守ります。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) かながわ子ども家庭 110 番相談LINE 【3,060万円】	子育ての不安や子どもからの相談を受け付ける、「かながわ子ども家庭 110 番相談LINE」を運用し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組めます。
(2) 妊娠・出産サポート事業 【2億 5,031万円】	「にんしんSOSヨコハマ」で「LINE相談」を実施するほか、産後母子ケア事業や、産後うつ等の心の不調を抱える妊産婦や家族への「おやこの心の相談」を実施します。

### 2 体制の整備・強化 : 支援の中心を担う区、児童相談所、学校をはじめ、施策を推進するための体制を強化します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 区役所の相談支援機能の強化 <新規> 【6億 7,138万円】	全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援を強化し、子どもや子育て当事者のニーズにあった支援計画(サポートプラン)の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを行う「こども家庭センター」機能を区こども家庭支援課に新たに設置します。(6年度:鶴見区、港南区、泉区)
(2) 公立児童福祉施設整備事業 <拡充> 【18億 1,759万円】	増加する児童虐待対応と支援強化のため、南部児童相談所の再整備を進めます。(移転新設工事、令和6年7月移転予定)また、(仮称)東部児童相談所の新規整備を進めます。(実施設計・新築工事、令和8年4月開所予定)
(3) 児童相談所の機能強化 <拡充> 【24億 8,238万円】	児童虐待相談対応件数や一時保護件数の推移を踏まえ、各児童相談所の相談・支援体制の強化を進めます。 また、現南部児童相談所一時保護所を引き続き一時保護所として活用し、定員超過状況の改善、子どもたちの生活環境の向上に取り組めます。

**3 組織的対応の強化：**「子ども虐待対応における連携強化指針」に基づいて区と児童相談所の連携を強化し、組織的対応を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
児童虐待初期対応事業 【1億4,627万円】	「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

**4 人材育成：**区の虐待対応力の向上と、児童相談所の専門性強化に加え、関係機関を対象にした研修を充実します。

事業・取組名	主な取組内容等
専門性強化の取組<拡充> 【3,529万円】	虐待対応における専門性強化のため、研修等を実施するなど、人材育成の充実を図ります。 また、 <u>改正児童福祉法の施行に伴い、子どもの意見聴取等子どもの人権に配慮した上で対応できる人材を育成していきます。</u>

**5 関係機関相互の連携強化：**要保護児童対策地域協議会の充実により、関係機関相互の多様なネットワークを形成し、連携強化を推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
関係機関との情報共有、連携強化<拡充> 【606万円】	地域ネットワーク充実のため、関係機関向けの研修を実施します。また、 <u>県と協力し、児童相談所と警察との迅速な連携のため、システムを活用した情報共有を行います。</u>

**6 社会的養護の推進：**児童福祉施設の整備、家庭的な環境での養育の推進、退所後児童に対するアフターケアの充実など、子どもを支える一貫した社会的養護体制づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
(1) 里親制度等の推進 【2億6,836万円】	民間フォスターリング事業を活用して里親の担い手を増やしていくとともに、里親の養育力を高める研修を実施し、土日・夜間の相談対応等の手厚い支援を行うことで、里親委託をさらに推進していきます。
(2) 養育支援の充実<拡充> 【6億1,780万円】	家庭で安心して子育てできるように、区役所、児童相談所、横浜型児童家庭支援センター等が連携して支援を行います。また、家庭での子育てに関する専門的な相談や、支援が必要な家庭の見守りを行う横浜型児童家庭支援センターにおいて、 <u>児童相談所OB等によるスーパーバイザーを配置し、関係機関とのスムーズな連携、安定運営の推進や、ケース対応におけるタイムリーな助言を受けられるようにします。</u>

**7 広報啓発の強化：**支援を必要とする養育者に向けた啓発の取組や、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進します。

事業・取組名	主な取組内容等
広報・啓発<拡充> 【3,854万円】	「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、関係機関等と連携した広報・啓発事業を実施します。 <u>虐待防止に向け、予期しない妊娠を防ぐための広報啓発を強化します。</u> また、「 <u>こども虐待防止市民サポーター講座</u> 」（応用編）を実施し、子どもの人権と体罰によらない子育ての理解の更なる推進を図ります。

**8 地域子育て支援の推進：**育児の孤立化を防止し、安心して子育てができる環境をつくるため、地域における多様な子育て支援策を推進します

事業・取組名	主な取組内容等
地域子育て支援拠点事業<拡充> 再掲(特集1) 【15億8,838万円】	<u>地域子育て支援拠点サテライトの設置</u> （新規1か所、継続9か所）と拠点サテライトにおける <u>利用者支援事業を実施</u> （新規1か所、継続8か所）します。

# 子どもの 貧困対策

「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画（4年度～8年度）」に基づき、子どもの育ちや成長を守り、貧困の連鎖を防ぐため、教育、福祉、子育て支援等の総合的な取組を進めます。

6年度は、子どもの生活・学習支援など、将来の自立に向けた基盤づくりを着実に推進します。

また、ひきこもり等困難を抱える若者への支援の充実やヤングケアラーへの支援として、新たにSNSを活用した相談を実施するとともに、ひとり親世帯に対する自立支援を拡充します。

## 令和6年度の重点取組

### 1 将来の自立に向けた基盤づくりのための「生活支援・学習支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	寄り添い型生活支援事業 ＜拡充＞ 【3億5,214万円】	養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣（簡単な調理、歯磨き、宿題など）の習得のための支援を実施します。また、 <u>支援の充実に向けた調査・検討を実施します。</u> ○実施か所数 18区・21か所
(2)	寄り添い型学習支援事業 《健康福祉局》 【3億341万円】	将来の自立に重要な高校進学を希望する中学生に対する学習支援を全区で実施します。また、高校生世代に対し、将来の自立に向けた講座の開催や、居場所等の支援を実施します。 ○実施か所数 18区・40か所（5年度：40か所）
(3)	放課後学び場事業 《教育委員会事務局》 【3,466万円】	家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない小・中学生に対する学習支援を学校等において実施します。 ○実施校：36校（小学校）、72校（中学校※委託による運営を含む）
(4)	就学奨励事業 《教育委員会事務局》 【21億3,008万円】	経済的な理由でお困りの児童生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費等を援助し、就学を奨励します。また、小・中学校への入学前に学用品等を購入するための入学準備費を支給します。 小・中学校の個別支援学級に通学する方の経済的負担を軽減するため、就学奨励費を支給します。

### 2 困難を抱える子ども・若者、家庭を支援につなぐ「仕組みづくり」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	こども食堂等支援事業 ＜拡充＞ 【1,680万円】	こども食堂等の地域の取組が推進されるよう支援に取り組みます。フードバンク等と連携した食材等の配付のほか、 <u>こども食堂等の取組に対する補助の上限額を引き上げます。</u> また、 <u>こども食堂等ネットワークを区ごとに構築し、関係団体同士の連携を強化します。</u> <u>（補助上限額：10万円→24万円（開催1回につき1万円））</u>
(2)	ひきこもり等困難を抱える若者への支援の推進 ＜拡充＞ 【3億8,686万円】	青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、ひきこもり等困難を抱える若者の自立及び社会参加に向けた支援を進めていきます。 <u>不登校やひきこもり経験等のある当事者をピアサポーターとして委任し、相談支援への協力や研修で体験談発表等を行う「ピアサポーター事業」を実施します。</u>



事業・取組名		主な取組内容等
(3)	ヤングケアラーの支援に向けた取組<拡充> 《こども青少年局、健康福祉局、教育委員会事務局》 【4,688万円】	ヤングケアラーの負担の軽減や本人やその家族を見守り・支える環境づくりを進めます。 ○ピアサポートやオンラインサロンを実施する支援団体への補助 ○SNSを活用した相談の実施 ○広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向けの研修の推進 ○庁内及び関係機関との支援体制の構築
(4)	困難を抱える高校生支援事業（市立横浜総合高校「ようこそカフェ」運営支援）<拡充> 《教育委員会事務局》 【580万円】	様々な困難を抱える生徒の社会的孤立の予防やコミュニケーション能力の向上、キャリア形成の支援等のための取組を実施します。 ○横浜総合高校内のフリースペースでの軽食の提供等による、友人・大学生等との交流・相談の場づくり、相談スタッフによる個別相談等 ○就業体験プログラム（他の定時制高校への展開）、社会貢献活動・ボランティア活動の実施

### 3 生活の安定と自立に向けた「ひとり親家庭への支援」

事業・取組名		主な取組内容等
(1)	児童扶養手当<拡充> 【89億4,788万円】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します（年6回）。 <u>制度改正により令和6年11月分から拡充します。（拡充後の初回支給は令和7年1月）</u> ○所得制限限度額の引上げ ○第3子以降の支給額を第2子と同額に引上げ
(2)	ひとり親家庭等自立支援事業<拡充> 【5億5,594万円】	ひとり親家庭等に対する総合的な自立支援を進めます。 ○自立支援教育訓練給付金事業： <u>所得要件を撤廃、一部訓練の給付額を増額</u> ○高等学校卒業程度認定試験合格支援事業： <u>所得要件を撤廃</u> ○高等職業訓練促進給付金等事業： <u>所得要件を緩和</u> ○母子家庭等就業・自立支援センター事業： <u>就労支援員を増員</u> ○思春期・接続期支援事業： <u>子への学習支援実施期間を3か月から6か月に延長</u> ○養育費確保支援事業： <u>A D R（裁判外紛争解決手続き）や弁護士費用を助成</u> ○ひとり親家庭受験料補助事業： <u>大学等を受験した際の受験料を助成</u>
(3)	ひとり親世帯フードサポート事業<新規> 【200万円】	<u>物価高騰等により困窮しているひとり親世帯のために、母子福祉団体が実施する食品配付会の運営費用を助成します。</u>
(4)	ひとり親世帯等に対する減免制度 【1億379万円】	多様な保育ニーズに対応した一時保育などを経済的負担なく利用できる環境を整備します。

### 4 孤立を防ぎ、自立につなぐ「施設等を退所する子どもへの支援」

事業・取組名		主な取組内容等
	施設等退所後児童に対するアフターケア事業<拡充> 【7,707万円】	支援拠点（よこはまPortFor）の運営や、相談支援を実施するほか、資格等取得、大学等初年度納入金及び家賃の支給等、進学・就職後のフォローアップや、公認心理師等による心理的ケアを実施します。 ○家賃の支給対象をアルバイトが制限される就職活動の期間まで拡大 ○社会的養護経験者の支援ニーズ等を把握するための実態調査を実施

1		子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等		千円	
				本年度	176,873,495
				前年度	168,170,975
				差引	8,702,520
本年度の財源内訳	国	60,639,479			
	県	27,694,440			
	その他	11,605,471			
	市費	76,934,105			

**事業内容**

子ども・子育て支援法に基づき、「教育・保育給付」の認定を受けた子どもに対する保育・教育を実施します。  
 なお、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもは、利用料が無償となります。

**1 「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育<拡充> 1,679億4,768万円 (1,597億4,640万円)**

子ども・子育て支援制度における施設型給付及び地域型保育給付並びに保育・教育の質の向上等のための市独自助成を給付対象施設・事業に支給し、保育・教育の質を確保するとともに、安定的かつ継続的な運営を支援します。

- (1) 施設型給付及び地域型保育給付 1,320億497万円  
 ア 施設型給付費 1,209億5,853万円  
 保育所、幼稚園、認定こども園で認定区分に応じた保育・教育を実施します。

内訳	令和5年度	令和6年度
民間保育所	807か所	813か所
市立保育所	58か所	56か所
幼稚園（給付対象施設）	114か所	128か所
幼保連携型認定こども園	52か所	55か所
幼稚園型認定こども園	15か所	15か所
計	1,046か所	1,067か所

- イ 地域型保育給付費 110億4,644万円  
 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業で0～2歳児（3号認定）の保育を実施します。

内訳	令和5年度	令和6年度
小規模保育事業	241か所	246か所
家庭的保育事業	19か所	18か所
事業所内保育事業	4か所	4か所
居宅訪問型保育事業	1か所	1か所
計	265か所	269か所

**(2) 保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充> 特集2 359億4,271万円**

給付対象施設・事業に対して、保育・教育の質の向上のため、本市独自の助成として、障害児等の受入れにあたり保育士等を加配するための経費やアレルギー児童に対応するための経費等を助成します。6年度は、本市の配置基準に加え、追加で配置する保育士等に係る助成（障害児等受入加算、ローテーション保育士雇用費等）を拡充します。

また、保育所等における医療的ケア児への支援として「医療的ケア児サポート保育園」に対し、看護職員を複数配置等するための経費を助成します（新規12か所、継続12か所）。6年度は、ICT機器や災害対策備品等の購入費用を新たに助成します。

その他、国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、要件を満たす経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を引き続き実施します。

**ア 保育・教育施設向上支援費<拡充> 345億9,720万円**

保育所、幼稚園、認定こども園での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

6年度は、保育士の代休や年休の取得、また研修参加などのために、市で求める基準以上に保育士を配置する場合に助成するローテーション保育士雇用費について、助成対象者を拡大し、質の高い保育の提供、定着の促進を図ります。

また、保育補助者を雇用する際の助成対象者を潜在保育士にも広げ、保育現場の人材確保を進めます。

**イ 地域型保育向上支援費 13億4,551万円**

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業での保育・教育の質の向上に必要な経費を助成します。

- 2 延長保育事業** **63億8,008万円** (62億2,653万円)  
 給付対象施設・事業に対し、各施設・事業が定める保育時間を超えて延長保育が必要な乳児、幼児の保育を実施するために必要な経費を助成します。
- 3 市立保育所民間移管事業** **7,337万円** (7,663万円)  
 6年度移管園及び既移管園へのアフターフォローを実施します。  
 また、既移管園の擁壁についての安全対策を行います。
- 4 横浜保育室助成事業** **6億3,587万円** (6億9,939万円)  
 本市独自の基準を満たす認可外保育施設のうち、地域の状況等を踏まえて横浜保育室として認定した施設に助成し、一定の保育水準の確保、保護者負担軽減を図ります。 (施設数：10か所)
- 5 認可外保育施設等利用料助成事業** **7億9,133万円** (8億8,945万円)  
 施設等利用給付認定保護者に対し、認可外保育施設等の利用料を助成します。
- 6 無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上<拡充>** **1億1,076万円** (3億351万円)  
 認可外保育施設やベビーシッターに対し、保育の質の確保・向上のための研修、児童の処遇向上を目的とした助成を実施します。また、6年度は、調理担当職員等の保菌検査費用の助成単価を拡充します。
- 7 保育所等における業務効率化推進事業<拡充>** **1億178万円** (9,078万円) **特集2**  
 保育士の業務負担軽減を図るため、保育所等に対し、ICT等を活用した業務支援システムや翻訳機等の導入にかかる経費を補助します。また、6年度は、キャッシュレス決済を導入する場合の費用についても補助対象とし、補助上限額を拡充します。
- 8 にもつ軽がる保育園事業<新規>** **6億2,332万円** (新規) **特集1**  
保護者及び保育士の負担軽減を行うため、紙おむつや食事用エプロン、寝具などについて、サブスクの導入など、保護者が持参する持ち物を減らす取組を実施している保育所等に対し、助成を実施します。また、保育所等に対し、使用済み紙おむつの処分費用の助成を行います。
- 9 市立保育所の業務支援システム<拡充>** **4,022万円** (3,368万円)  
 市立保育所全園に導入している業務支援システムを引き続き使用し、スマートフォンを活用した園からのお知らせの受信や欠席連絡等を可能にすることで、保護者の利便性向上を図ります。  
 また、新たに連絡帳を電子化することにより、保育士の業務負担軽減を図ります。
- 10 給付費請求に係るシステム開発等<拡充>** **5,621万円** (3,381万円)  
 (1) 給付費申請のオンライン化  
 給付対象施設・事業からの給付費申請に関するオンライン化を引き続き推進し、施設職員の事務負担軽減を図ります。  
 (2) 請求明細作成システム開発<新規>  
施設が給付費等の請求に使用するシステムについて、本市の持っているデータの活用等により施設の利便性向上と事務の効率化を図るため、7年度からの運用開始に向けて開発を行います。
- 11 保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用** **6,219万円** (6,158万円)  
 保育所入所事務や幼稚園利用児童の認定事務について、RPA及びAI-OCRを活用し、事務の効率化を図ります。
- 12 指導・監査<拡充>** **1,312万円** (923万円)  
 (1) 認可保育所等の指導等<拡充> **特集2** ※一部、予算額は6に含む  
 保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、認可保育所や小規模保育事業所、認可外保育施設等に対して、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を実施します。併せて、より良い施設運営に向け、施設長等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。6年度は、保育の改善に取り組む施設に対し、専門家を派遣するサポート事業を実施します。  
 (2) 認可保育所等の監査  
 保育所等への一般指導監査、運営に問題のある施設等への特別指導監査等を随時実施します。また、法律や会計専門家の助言を得ながら、監査の質の向上に取り組みます。
- 13 こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業<新規>** **3,758万円** (新規) **特集1**  
認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園、地域子育て支援拠点で、こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業を行います。 (実施施設数：14か所)



2		保 育 所 等 の 受 入 推 進		<b>事業内容</b>	
				待機児童の解消に向けて保留児童のデータ分析結果を踏まえ、既存の保育・教育資源の活用を中心に1・2歳児の受入枠確保を進めます。 受入枠がなお不足する地域については、保育所等を整備し、市全体で新たに1,290人分の受入枠の確保に取り組んでいきます。 保護者の方への個別フォローや情報発信を進めるとともに、保育施設の空きスペース等を有効活用した受入れを推進していきます。	
本 年 度		千円 3,485,677		<b>1 変化する保育ニーズに対応するための既存活用策の推進&lt;拡充&gt;</b> <b>5億6,344万円 (5億2,648万円)</b>	
前 年 度		3,276,818			
差 引		208,859			
本年度の財源内訳	国	1,893,945		<b>(1) 保育ニーズの高い1・2歳児の受入枠拡大&lt;拡充&gt;</b> 2億8,316万円 <u>ア 1・2歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し&lt;拡充&gt;</u> <b>特集2</b> 既存施設において、1・2歳児の受入枠の拡大を進めます。 特に1歳児について、定員の付け替えを伴わずとも、定員増のみで補助が受けられるよう要件を緩和します。 <u>イ 中規模な改修による既存活用の推進</u> 既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う場合、老朽化した設備等の改修費を18か所に補助します。	
	県	193,715			
	その他	221,896			
	市 費	1,176,121			

**1 変化する保育ニーズに対応するための既存活用策の推進<拡充>**  
**5億6,344万円 (5億2,648万円)**

**(1) 保育ニーズの高い1・2歳児の受入枠拡大<拡充>**

2億8,316万円

ア 1・2歳児枠拡大に向けた定員構成の見直し<拡充> **特集2**

既存施設において、1・2歳児の受入枠の拡大を進めます。  
特に1歳児について、定員の付け替えを伴わずとも、定員増のみで補助が受けられるよう要件を緩和します。

イ 中規模な改修による既存活用の推進

既存施設の中規模な改修において、1・2歳児定員増を行う場合、老朽化した設備等の改修費を18か所に補助します。

**(2) 医療的ケア児等の受入れ推進** **特集2** 1,750万円

医療的ケア児等を受入れるための施設改修費等及び駐車場の整備費を補助します。

**(3) 年度限定保育事業** 2億3,662万円

保育所等を利用できず「保留となった1・2歳児」を対象に、認可保育所等の空きスペースを活用し、年度を限定して保育を実施する保育所に対して、運営費の一部を助成します。

**(4) 入所が可能な小規模保育事業への送迎支援<新規>** **特集2** 2,616万円

保育所等に入所できず保留となった1・2歳児が自宅から距離がある入所が可能な小規模保育事業を利用する場合に、駐車場の確保に係る費用の補助又はタクシーの利用料金等に充当可能な電子チケットの配付を行い、児童の送迎を支援します。

**2 保育所等の新規整備等<拡充>** **27億4,869万円 (25億9,889万円)**

**(1) 認可保育所の整備<拡充>** **特集2** 6億5,511万円

民間ビル等の内装整備費等への補助により、認可保育所9か所の整備（定員増計460人）を行います。補助基準額の増額（定員60人以上90人未満の場合：6,000万円→6,880万円）に加え、一時保育室加算（補助基準額：300万円）を創設します。

また、重点整備地域で整備を行った場合の開所後賃借料補助（補助率：2/3→3/3）を拡充します。

**(2) 地域型保育事業の整備<拡充>** **特集2** 6億2,024万円

民間ビル等の内装整備費等への補助により、小規模保育事業等25か所の整備（定員増計434人）を行います。補助基準額を増額（A型（6人以上19人以下）の場合：2,200万円→3,549万円）し開所前賃借料補助を拡充（補助基準額：月額30万円→60万円）します。

また、小規模保育事業整備費補助金を受けて開所した小規模保育施設に対して、開所後賃借料補助を新設（補助基準額：月額60万円）します。

**(3) 横浜保育室の移行支援、認定こども園の整備等、老朽改築等<拡充>** 14億7,334万円

ア 改修費等の補助により横浜保育室の認可移行（定員増計30人）を支援します。

イ 既存施設への補助による幼保連携型認定こども園への移行（定員増計90人）を支援するほか、老朽化に伴う改築について、6年度中に完了予定の3か所（定員増計11人）に加え、新たに3か所に着手します。また、補助基準額を増額します。

### 3 保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信<拡充> 特集2

1億7,354万円 (1億5,144万円)

#### (1) 保育・教育コンシェルジュによる個別フォローの実施<拡充>

1億5,354万円

保護者のニーズと必要なサービス等を適切に結び付けるため、保育所等の申請が集中する期間について、各区に配置した保育・教育コンシェルジュが実施する申請者への個別フォローを強化します。



【相談に応じる保育・教育コンシェルジュ】

#### (2) 園選びのための保育所等情報サイトを通じた情報発信<拡充>

2,000万円

情報収集や園見学などを通じて、希望施設の選択肢を広げるため、保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート★よこはま保育」にて各保育所等の雰囲気や魅力を発信します。また、AIチャットボットによる園の「おすすめ機能」の付加と利用者の声を踏まえた改修を実施します。

少人数できめ細やかな支援ができる小規模保育事業の魅力を伝える動画等を作成・掲載します。



【えんさがしサポート★よこはま保育】

### 【6年度 整備量内訳】 特集2

整備内容	箇所数	増減 (人)
1 保育所及び地域型保育事業の整備	34	894
民間ビル等の内装整備 (既存施設連携型1・2歳児保育所を含む)	9	460
地域型保育事業 (小規模保育事業等) の整備	25	434
2 老朽改築	3	11
6年度完了分	3	11
7年度以降完了分	(3)	—
3 認定こども園の整備等	3	90
幼保連携型認定こども園の整備 (6年度完了分)	3	90
幼保連携型認定こども園の整備 (7年度以降完了分)	(2)	—
幼稚園型認定こども園の整備	—	—
4 横浜保育室の認可移行支援	2	30
5 既存施設の中規模改修による1・2歳児枠拡大	18	72
その他	7	193
既存施設での1歳児定員拡大	—	85
私立幼稚園等預かり保育事業	2	48
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	5	60
合計	67	1,290



3	保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保	
	本年度	千円 3,194,895
	前年度	3,050,422
	差引	144,473
本年度の財源内訳	国	1,925,942
	県	—
	その他	297
	市費	1,268,656

## 事業内容

保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の支援や、園外での研修・研究を実施します。  
また、保育・教育施設の職員や保護者に向けて「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」の理解を深めるために周知を図ります。あわせて、保育・教育の基盤となる保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保を図る施策を推進します。

### 1 保育・教育の質向上の仕組みづくり<拡充>

1億243万円(1億36万円)

#### (1) 保育・教育の質向上に向けた取組<拡充>

##### ア 「よこはま☆保育・教育宣言」の理解の促進・実践

「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。

##### イ 保育・幼児教育センター(仮称)の整備

質の高い保育・教育の実現に向け、研修・研究の推進や相談機能の充実等の拠点となる保育・幼児教育センター(仮称)を新たな教育センターに併せて整備するために、教育委員会事務局とともに、選定された事業者と本市の間で、整備に向けた設計協議を進めるため、アドバイザー業務を委託します。

#### ウ 医療的ケア児の受入れ推進<新規> **特集2**

医療的ケア児が在籍している保育所等への支援として、看護職員が不在(研修や休暇等)となる場合に、医療的ケアを実施するための看護職員を派遣します。

#### (2) 園内研修・研究の取組の支援 **特集2**

##### ア 園内研修・研究を推進する人材育成

園内研修・研究や公開保育を実施できる人材を育成する研修を実施します。また、保育の質を向上する取組を推進するため、園内研修や公開保育を援助・コーディネートする人材を育成するため、保育・教育質向上サポーター事業(Yサポ)を実施します。

##### イ 園内研修・研究サポーターの派遣

新設の保育・教育施設及び私立幼稚園2歳児受入れ推進事業新規実施園を対象に、保育・教育分野の経験者を派遣し、園内研修・研究を通じた各園の人材育成や課題解決を支援します。

#### (3) 施設長等の人材育成の取組(一部再掲(P.19))

より良い施設・法人運営に向け、施設長や主任・リーダー、運営法人の管理責任者等を対象に、組織マネジメント等講習を実施します。また、本市と昭和女子大学の協定に基づき、保育所等における組織マネジメントの向上や、保育・教育分野における経営人材の育成の取組を進めます。

#### (4) 保育・幼児教育研究

日々の保育実践から明らかになった課題について研究に取り組み、職員の実践力を高めます。また、実践事例を収集し、保育・教育施設等と共有することで、保育・教育の質向上につなげます。

#### (5) 第三者評価・自己評価の取組の推進

認可保育所等の「第三者評価」の受審費を助成します。また、「保育所における自己評価ガイドライン」に基づく研修を実施し、取組を推進します。

### 2 保育・幼児教育職員等研修<拡充> **特集2**

5,133万円(4,814万円)

保育・教育施設の職員を対象に、職員一人ひとりが専門性や実践力を身に着け、保育の質を高めるために、キャリアに応じた研修を、受講者数を拡充して実施します。また、研修内容によって、オンラインと会場開催を併用し、より効果的に学べる環境を整え、保育の質の向上を図ります。

○ 49講座・150回開催(定員: 30,890人)

### 3 保育資源ネットワーク構築事業の充実

1,207万円(1,210万円)

保育・教育施設(認可外保育施設・地域子育て支援拠点含む)間のネットワークを構築し、実践研修や公開保育の協働実施、情報交換・ノウハウの共有化の推進等を通じて、保育の質の向上と地域子育て支援の充実を図ります。

#### 4 幼保小連携・接続事業

3,794万円 (4,123万円)

幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続と、幼保小双方の教育の充実を図るため、研究・研修を中心とした幼保小連携・接続事業を推進し、保育士・教諭を支援します。

- (1) 研究・研修事業の推進
  - ア 幼保小連携推進地区事業 (31地区を指定 参加数86園校)
  - イ 接続期カリキュラム研究推進地区事業 (5地区を指定 参加数12園校)
  - ウ 幼保小教育交流事業 (18区で実施)
  - エ 幼保小連携・接続に関する研修会 (6回開催 参加見込者数2,800人)
  - オ 探究心を育む「遊び」研究会 (5回開催)
- (2) 横浜版接続期カリキュラム (平成29年度版) の改訂  
横浜版接続期カリキュラム (平成29年度版) を改訂し、各園校における接続期カリキュラムの作成・運用についての方向性や事例を示します。
- (3) 幼保小の架け橋プログラムに関する調査研究事業  
文部科学省の「幼保小の架け橋プログラム」調査研究事業モデル地域として、保育・教育施設、小学校等への支援を充実させるとともに、実践事例を広く発信し、「架け橋期」とされている5歳児から小学校1年生の保育・教育の充実を図ります。

#### 5 保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保<拡充>

29億9,113万円 (28億4,859万円)

- (1) 保育士宿舎借り上げ支援事業<拡充> **特集2**  
市内保育所等を運営する民間事業者が、雇用する保育士向けに、宿舎を借り上げるための補助を行います。  
○補助対象：採用10年目までの保育士 ○補助基準額：1戸あたり上限月額 82,000円  
(申請見込件数：4,580戸)
- (2) 幼稚園教諭等住居手当補助事業<拡充> **特集2**  
私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。  
(申請見込件数：362人相当分、補助額2万円 (月額上限))
- (3) 潜在保育士等への就労奨励金交付事業  
潜在保育士等が「かながわ保育士・保育所支援センター」で求職登録を行い、就労支援を受けた上で市内保育所等に就職した場合、奨励金として一人あたり5万円を支給します。
- (4) 市内保育所等の情報紹介サイト活用事業  
民間事業者のWEBサイトを活用して保育所等の魅力や求人情報を発信します。
- (5) 保育士修学資金貸付事業<拡充> **特集2**  
保育士養成施設の在学生に対して貸付を行い、市内保育所等で5年間保育士業務に就いた場合は返済を免除します。貸付期間を従来の1年間から2年間に拡充します。また、入学準備金及び就職準備金の貸付を新設します。  
○貸付対象数：50人/年 ○貸付金額：月額5万円以内 ○入学準備金及び就職準備金：各20万円
- (6) 就職面接会等・就職支援講座・保育所見学会  
潜在保育士や養成施設の学生等を対象に、就職面接会及び就職支援講座を開催します。
- (7) 保育士資格・幼稚園教諭免許取得支援事業  
保育所等が雇用する保育従事者が、保育士資格や幼稚園教諭免許を取得するために要した講座等の受講料等の補助を行います。また、保育士試験の直前対策講座をオンラインで実施します。
- (8) 保育士確保コンサルタント派遣事業  
希望する保育所等に、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、求人方法や給与・勤務条件など、保育士確保や離職防止についての助言等を実施します。
- (9) 保育士相談窓口の設置  
保育士が労働環境等で悩んだ際に、保育業界に詳しい社会保険労務士等の専門家に相談できる窓口を設けることで、不安を解消し、離職を防止します。
- (10) 民間団体の保育士確保支援  
市内保育団体が行う人材確保の取組のための補助を行います。また、市内保育団体と幼稚園協会が共同で実施する保育・幼児教育の魅力を開発する事業に対し、事業費の一部を負担します。

4	多様な保育ニーズへの対応		<b>事業内容</b>	
			本年度	千円 8,930,865
			前年度	8,390,020
			差引	540,845
本年度の財源内訳	国	1,754,952		
	県	1,371,536		
	その他	44,687		
	市費	5,759,690		

## 事業内容

多様な保育ニーズに対応するため、保育所等での一時保育、幼稚園での一時預かり、病児保育等を推進します。

### 1 一時預かり事業<拡充> **特集2**

**24億7,301万円** (23億4,991万円)

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。

6年度は、児童を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受入枠の拡充を図ります。

また、新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを無料で体験できる24時間分の電子クーポン(はじめてのおあずかり券)の配付を引き続き実施します。

#### (1) 保育所等での一時保育事業<拡充> **15億3,181万円**

保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業等で一時保育を実施します。

6年度から、土曜受入加算を創設し、土曜日の受入枠の拡充を図ります。

#### (2) 乳幼児一時預かり事業<拡充>

**9億4,119万円**

子育て中の養育者が、理由を問わずにリフレッシュしたり用事を済ませたりできる機会を提供することで、子育てに伴う身体的・精神的負担感の軽減を図ることを目的として、認可外保育施設や小規模保育事業を実施する場所に併設して、一時預かり事業を実施します。

6年度から、新規開設時の整備費補助を拡充するとともに、多胎児に対する減免制度を導入します。

○ 8時間実施施設：新規1か所、継続20か所 ○ 11時間実施施設：新規1か所、継続15か所

### 2 幼稚園等における長時間預かり・一時預かり<拡充>

**57億3,205万円** (54億618万円)

#### (1) 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～<拡充> **特集2** **53億5,623万円**

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。

また、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。

(新規2園、継続216園)

#### (2) 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> **特集2**

**1億8,577万円**

保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。

また、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の加算制度を導入します。

(新規5園、継続17園)

#### (3) 私立幼稚園等一時預かり保育事業

**1億9,005万円**

在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。

(園数：109園)

### 3 病児・病後児保育事業<拡充>

**6億5,941万円** (5億8,282万円)

病気または病気の回復期で他の児童との集団保育が困難な児童の保育に対応するため、病児・病後児保育を実施します。安定的に事業を実施できるよう、当日キャンセル対応加算を新設するとともに委託費の基本分単価を拡充します。また、利用者の利便性向上のための、予約システムを開発・導入します。

○ 病児保育：28か所(うち新規3か所) ○ 病後児保育：4か所

### 4 24時間型緊急一時保育事業<拡充>

**6,640万円** (5,110万円)

保護者の病気や就労等で緊急に児童を預ける必要が生じた場合に、24時間365日対応可能な一時保育を実施します。

(実施か所：2か所)

6年度は、安定的かつ継続的な運営を支援するため、運営費の補助を拡充します。



5	幼児教育の支援	
	本年度	千円 11,260,792
	前年度	11,244,084
	差引	16,708
本年度の財源内訳	国	3,506,487
	県	1,772,188
	その他	278
	市費	5,981,839

## 事業内容

生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育について、子どもたちに質の高い教育・保育の機会を保障することを目的とした支援を実施します。

そのために、幼児教育・保育の無償化に伴う施設等利用費の給付、私立幼稚園等が実施する預かり保育、特別支援教育費等の補助、教育・保育の質の向上に向けた研修・研究事業を行います。

### 1 私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費

**50億644万円** (53億6,465万円)

私学助成幼稚園等に通う園児について、世帯の状況にかかわらず、月額25,700円を上限とした額を支給します。

(給付対象人数：16,910人)

### 2 私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～<拡充>

(再掲(P.24)) **特集2** **53億5,623万円** (50億4,830万円)

保育所待機児童解消と多様な保育ニーズへの対応を図ることを目的とし、保護者の就労等により保育を必要とする在園児を対象に、長時間の預かり保育を行う幼稚園・認定こども園に対して運営費を補助します。

国の無償化対象外となる月48時間以上64時間未満の就労等で利用する場合についても、市単独助成として無償化します。

また、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の補助単価を増額します。

(新規2園、継続216園)

### 3 私立幼稚園2歳児受入れ推進事業<拡充> (再掲(P.25)) **特集2** **1億8,577万円** (1億5,313万円)

保育を必要とする2歳児を対象に、幼稚園の教育・保育資源を活用した長時間の受入れを実施します。安定的かつ継続的な運営を支援するため、開設準備費及び運営費を補助します。

また、障害児など個別に支援が必要な児童を受入れた際の加算制度を導入します。

(新規5園、継続17園)

### 4 私立幼稚園等一時預かり保育事業 (再掲(P.25)) **1億9,005万円** (2億475万円)

在園児を対象に、保護者の急な用事やリフレッシュなどの一時的な預かりを行う幼稚園・認定こども園に対し、補助を行います。

(園数：109園)

### 5 私立幼稚園等補助事業 **1億1,945万円** (1億1,945万円)

幼稚園・認定こども園に対し、施設・設備の整備等の経費の一部を補助し、教育条件の維持及び向上を図り、幼児教育の健全な発展に役立てます。

(対象園：265園)

### 6 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業<拡充> **1億1,304万円** (8,640万円)

私学助成を受ける幼稚園等に在園する障害児など個別に支援が必要な児童に対し、教育環境等の向上を図るため、その経費の一部を補助します。6年度は、補助単価を拡充します。

(対象者：471人、補助単価：上限24万円/人・年)

### 7 私立幼稚園等施設整備費補助事業 **3,000万円** (3,000万円)

1件200万円以上の園舎修繕工事について一部を補助し、幼稚園・認定こども園の良好な教育環境を確保します。

(対象園：30園、補助額：上限100万円)

### 8 幼稚園教諭等住居手当補助事業<拡充> (再掲(P.24)) **特集2** **5,604万円** (3,557万円)

私立幼稚園等預かり保育事業又は私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園に勤務する幼稚園教諭等が賃貸住宅に居住し、幼稚園が当該職員に対し住居手当を支給している場合に、その手当の一部を補助します。

(申請見込件数：362人相当分、補助額2万円(月額上限))

### 9 保育・教育の質の確保・向上 (再掲(P.23、24)) **2億377万円** (2億183万円)

保育・教育の質を確保・向上し、子どもの豊かな育ちを支えるため、園内研修の充実も含め、研修・研究を実施します。

6	放課後の居場所づくり	
	本年度	千円 15,021,386
	前年度	11,191,741
	差引	3,829,645
本年度の財源内訳	国	4,196,484
	県	3,839,888
	その他	2,589
	市費	6,982,425

**事業内容**

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。  
また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。

**1 放課後キッズクラブ事業<拡充>**

**103億4,697万円 (77億273万円)**

学校施設等を活用し全ての子どもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。

また、クラブの安定的な運営を図るため、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助額を引き上げるとともに、配慮が必要な児童等への支援の充実を図るため、心理職等の専門職による巡回相談員への相談支援や研修を実施します。

(運営か所数：337か所)



【放課後キッズクラブの活動】

**2 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業<拡充>**

**1億8,790万円 (2億6,504万円)**

小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブの活動場所の整備を行います。

(実施設計：7か所、工事：8か所)

**3 放課後児童クラブ事業<拡充>**

**36億1,217万円 (30億8,100万円)**

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

また、クラブの安定的な運営を図るため、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助額を引き上げます。

(運営か所数：229か所)



【放課後児童クラブの活動】

**4 放課後児童育成施策推進事業<拡充>**

**7億3,151万円 (2,274万円)**

放課後児童育成施策の質の向上のための支援を行い、全ての子どもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進します。

(1) 人材確保支援

事業所における人材確保支援のため、引き続き事業の認知度向上を図るとともに、各事業所の求人情報の集約及び提供を行います。

集約した求人情報について、本市ホームページで公開するとともに、大学等へ訪問チラシを配布します。



【人材募集チラシ】

(2) 人材育成支援<拡充>

必要な知識や技術の習得ができるよう、子どもの育成支援や安全・安心への対応など様々な研修を実施します。研修講座の充実を図るとともに、引き続きオンラインでの研修も実施し受講しやすい環境を整え、事業所の人材育成が一層進むよう支援します。

(3) プログラム充実のための支援

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援します。



【プログラムの様子】

(4) デジタル化の推進<拡充> **特集1**

クラウドサービスを利用した、クラブとの情報連携や一部の補助金事務のオンライン化を全区展開するための環境整備を行います。また、クラブの補助金事務及びクラブを利用する際の保護者負担の軽減に向けて、児童の入退室情報の管理や入所申込みのためのシステムの開発を進めます。

(5) 長期休業期間中における昼食提供<新規> **特集1**

全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブにおいて、長期休業期間中の昼食提供を夏休みにモデル実施するとともに、モデル実施の検証を踏まえ、昼食注文システムの開発を進めます。

**5** 小学生の朝の居場所づくりモデル事業<新規> **特集1**

**349万円 (新規)**

小学生の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりをモデル事業として実施します。

(実施か所数：2か所)

**6** 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業<拡充>

**1億331万円 (8,764万円)**

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

また、安定的な運営を図るため、常勤職員を加配した場合の委託料を引き上げます。

(運営か所数：5か所)

**7** プレイパーク支援事業<拡充> ※みどり環境局との共管事業

**3,605万円 (3,259万円)**

地域主体で、公園等の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

また、子どもにとって身近な地域でプレイパークを利用できるようにするため、地域人材の確保や人材育成を行い、新たなプレイパーク立ち上げ準備を担うコーディネーターの派遣を支援し、プレイパークの新設に向けた取組を実施します。

(実施団体数：22団体)



【プレイパークの活動】



<b>7</b>		<b>すべての子ども・若者の健全育成の推進</b>
本年度		千円 899,477
前年度		943,365
差引		△ 43,888
本年度の財源内訳	国	30,382
	県	874
	その他	21,830
	市費	846,391

## 事業内容

地域の環境づくりをはじめ、団体支援や青少年関係施設の運営等により、すべての子ども・若者の健全育成の推進に取り組みます。

### 1 青少年を育む地域の環境づくり<拡充>

**1億7,622万円 (1億8,431万円)**

- (1) 社会環境改善事業  
青少年指導員等と連携し、青少年が安心して過ごすことのできる環境づくりに取り組みます。  
高校生世代を中心とした青少年の居場所や相談先をみつける横浜市情報サイト「ふあんみつけ」を運営し、青少年に相談機関・居場所に関する情報を提供します。
- (2) (公財) よこはまユース青少年事業費補助  
青少年活動の支援や人材育成等を行う「よこはまユース」に対し、補助を行います。  
ア 人材育成事業  
地域で青少年と関わる人材の育成を目的に、青少年を取り巻く課題をテーマにした講座へ講師派遣等を行います。  
イ 活動支援事業  
地域団体等へ活動内容の助言やコーディネート等を行います。  
ウ 青少年の体験活動等の普及・啓発事業  
関係団体と協働し、体験活動などの機会を提供するほか、体験活動の事例収集・発信を行います。

### (3) 青少年の地域活動拠点づくり事業<拡充>

- ア 青少年の地域活動拠点づくり事業  
中・高校生世代を中心とした青少年が安心して気軽に集い、仲間や多世代との交流、社会参加プログラム等の体験活動の機会を提供する、青少年の地域活動拠点を7か所で開催します。  
また、こども基本法の趣旨を踏まえ、ワークショップ等により、青少年の声を聞き、事業に反映します。
- イ 青少年の交流・活動支援事業  
青少年の居場所や活動の場の提供など、青少年の健やかな成長を支援し、社会参画に向かう力を育成します。



【青少年の地域活動拠点の活動】

- (4) 道志村自然体験推進事業  
青少年の自然体験活動の機会の充実と、道志村と横浜市との友好交流の機会を促進するため、道志村における青少年の自然体験活動を推進します。  
ア 18歳以下の横浜市民を対象に、道志村内キャンプ場の施設使用料助成等を行います。  
イ 道志村の児童を対象に、1泊2日で横浜市への受入れを行います。

### 2 青少年育成に携わる団体等の支援

**443万円 (476万円)**

- (1) 地域における青少年育成に向けた、青少年指導員の活動支援  
ア 委嘱人数  
2,409人 (令和6年4月1日現在)  
イ 活動内容  
青少年健全育成のための交流・体験活動の提供、社会環境健全化に向けた活動、研修・啓発
- (2) 少年5団体 (横浜市子ども会連絡協議会、ボーイスカウト横浜市連合会、ガールスカウト横浜市連絡協議会、横浜海洋少年団、横浜市健民少年団) や非行防止活動等を行う横浜市保護司会協議会への補助

### 3 青少年関係施設の運営等

**7億1,815万円 (7億5,361万円)**

- (1) 青少年の健全育成を図るため、青少年の自然・科学体験、指導者等の研修等を行う青少年施設・野外活動施設等の管理運営を行います。  
○所管施設 : 横浜こども科学館、横浜市野島青少年研修センター、横浜市青少年育成センター  
横浜市青少年野外活動センター (三ツ沢公園、くろがね、こども自然公園)
- (2) 平成27年度に廃止した青少年交流センターについて建物解体工事を行います。(5年度へ)

### 4 横浜市子ども・若者支援協議会の運営

**68万円 (68万円)**

「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、すべての子ども・若者が、他者と交流する中で、自己肯定感を持ち成長できる社会を目指して「横浜市子ども・若者支援協議会」を運営し、こども青少年施策について協議します。

8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実		千円	
		本年度	817,553
		前年度	764,837
		差引	52,716
本年度の財源内訳	国	268,554	
	県	1,658	
	その他	3,484	
	市費	543,857	



【地域ユースプラザの活動】

**事業内容**

青少年相談センター、地域ユースプラザ及び若者サポートステーションを中心に、困難を抱える子ども・若者の自立支援施策の充実に取り組みます。また、養育環境に課題がある家庭に育つ小・中学生等に対し、生活・学習習慣の習得のための支援を実施します。

**1 青少年相談センターにおける相談・支援事業<拡充> 特集4 6,106万円 (6,169万円)**

青少年及びその保護者を対象とした総合相談や社会参加に向けた継続支援や若者支援を担う人材の育成に取り組みます。また、新たに不登校・ひきこもり経験等のある当事者をピアサポーターとして委任し、相談支援への協力、各種研修会での体験談発表等を行う「ピアサポーター事業」を実施します。

- (1) 個別相談・支援（電話、来所、訪問）
- (2) 集団支援（グループ活動、宿泊体験、家族支援等）
- (3) 社会参加体験事業（販売体験、作業体験等）
- (4) 関係機関等との連携促進及び若者支援者への研修等

**2 地域ユースプラザ事業 1億3,669万円 (1億3,608万円)**

地域において不登校やひきこもり状態などにある青少年の自立を支援する「地域ユースプラザ」（運営か所4か所）の事業費を補助します。

**3 若者サポートステーションにおける相談・支援 1億1,962万円 (1億1,990万円)**

職業的自立に向けた相談支援等を行う若者サポートステーションの事業費を補助するとともに生活困窮状態にある若者に対する支援を委託により実施します。（継続3か所（サテライト含む））

○事業内容

- (1) 職業的自立に向けた個別相談、セミナー、就労訓練
- (2) 高等学校等出張相談

**4 困難を抱える若者に対するSNS相談事業(よこはま子ども・若者相談室)<拡充> 6,949万円 (3,000万円)**

来所や電話相談につながりにくい子どもや若者が気軽に相談できるよう、身近なツールであるSNSを活用した相談を年末年始を含め毎日実施します。

友人関係や進学・就職、ひきこもりに関することなど、様々な悩みごとに心理カウンセラー等の専門の相談員が対応します。また、必要に応じて青少年相談センターの直接支援につなげます。

**5 ヤングケアラー支援事業<拡充> 特集4 4,688万円 (4,130万円)**

ヤングケアラーの様々な負担の軽減を図るため、ピアサポートやオンラインサロンを実施する団体に補助をするとともに、新たにSNS相談を、よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとして実施します。

ヤングケアラーを見守り、支える環境づくりを進めるため、広く市民に向けた広報・啓発や関係機関向けの研修を実施するとともに、新たに庁内及び関係機関との支援体制を構築します。

**6 寄り添い型生活支援事業<拡充> 特集4 3億5,214万円 (3億4,146万円)**

保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対し、家庭の状況にかかわらず、子ども一人ひとりがいきいきと学び、自立した生活を送れるようにすることを目的に、生活支援等を事業委託により実施します。また、狭小や老朽化等のため一部の事業所を移転します（3か所）<社会福祉基金を活用>。そのほか、支援の充実に向けた調査・検討を実施します。（18区21か所）

**7 よこはま型若者自立塾 2,267万円 (2,542万円)**

不登校、ひきこもり状態にあった若者などを対象に、本人の希望に沿った自立や生活スタイルの確立を目的として、低下した体力の回復、生活リズムの立て直し及び他人との関わり方の習得等に係る支援事業を補助により実施します。また、生活困窮状態にある若者に対する支援を事業委託により実施します。

**8 就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業 900万円 (900万円)**

国の「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」を活用し、就職氷河期世代の方の就職意欲の向上及び就労に資する能力伸長のための「3か月間長期プログラム」、「受講期間中の定期的な面談」及び「受講後の進路調整」を一体的に実施する事業を委託により行います。



<b>9 地域療育センター 運営事業</b>		
本年度	千円 4,140,418	
前年度	3,921,863	
差引	218,555	
本年度の 財源内訳	国	161,734
	県	25,272
	その他	100
	市費	3,953,312



【センターにおける療育の様子】

【各地域療育センター予算内訳】

単位：千円

地域療育センター名	担当区	本年度予算
1 東部地域療育センター	鶴見、神奈川	568,444
2 中部地域療育センター	西、中、南	523,583
3 よこはま港南地域療育センター	港南、栄	421,749
4 西部地域療育センター	保土ヶ谷、旭、瀬谷	517,900
5 南部地域療育センター	磯子、金沢	492,447
6 地域療育センターあおば	青葉	421,334
7 北部地域療育センター	緑、都筑	514,892
8 戸塚地域療育センター	戸塚、泉	532,877
9 総合リハビリテーションセンター	港北	※ 147,192
計		4,140,418

※総合リハビリテーションセンターについては、障害児支援に係る経費の一部を子ども青少年局予算としています。

**事業内容**

0歳から小学校期までの心身に障害のある、またはその可能性のある児童及びその家族を対象に、相談、診療・評価、集団療育等を実施しています。

また、地域における療育の中核機関として、障害児が通う保育所や幼稚園、小学校等を訪問し、児童の対応に関する助言や障害の理解を深めるための支援等を行っています。

方面別に設置している8センターに加えて、総合リハビリテーションセンターも同様の機能を担っており、合計9センターで18区を担当しています。

**1 地域療育センター運営事業<拡充>**

**41億4,042万円 (39億2,186万円)**

(1) 初期支援の充実<拡充> 9,412万円

初期支援を充実するため、6センターに保育士及びソーシャルワーカーを配置し、体制を整備します。(整備済の3センターと合わせて全てのセンターで事業実施)。

- こどもの遊びの場の提供とともに保護者への助言や相談対応を行う「ひろば事業」を実施
- 心理職等の専門職による面接(相談対応)を実施

(2) 障害児相談支援の充実<拡充> 1,200万円

利用児童の多い2センター(東部・西部)にソーシャルワーカーを増員し、障害児相談支援を充実します。

(3) きょうだい児預かりの委託実施<新規> 1,914万円

利用児童のきょうだい児を預かる「きょうだい児預かり」を、4センター(西部・中部・あおば・北部)でNPO法人等への委託により実施します。

(4) 電子カルテの導入<新規> 6,000万円

センターの診療所等において、紙カルテから電子カルテに順次移行します。

(5) 集団療育の充実<拡充> 1,800万円

利用児童の増加が顕著な東部地域療育センターについて、集団療育を実施する場所として児童発達支援事業所を増設します。



【センターにおける「ひろば事業」の様子】

**【地域療育センターの主なサービス内容】**

相談・地域支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応</li> <li>・巡回訪問</li> <li>・初期支援</li> <li>・障害児相談支援</li> <li>・療育講座</li> <li>・保育所等訪問支援 等</li> </ul>
診療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診断・検査</li> <li>・評価・訓練 等</li> </ul>
集団療育 (通園部門等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援等</li> </ul>

10	在宅障害児及び施設利用児童への支援
----	-------------------

### 事業内容

障害児及び家族が安心して暮らせるよう、学齢期のデイサービスや相談支援、重症心身障害児・者等への医療的ケア等を実施します。

#### 1 障害児通所支援事業等<拡充>

**224億4,809万円** (204億5,078万円)

##### (1) 障害児通所支援事業<拡充>

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業等（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）を利用する児童に対する給付費を支出します。

より多くの児童が障害児相談を利用できるよう、障害児相談支援事業所への補助を実施します。特に、行動障害や医療的ケア等により特別な支援を要する児童に対して、相談支援を行う場合は、補助の上乗せを行います。

○ 放課後等デイサービスの事業所見込数 574か所

##### (2) 障害児通所支援研修等事業<拡充>

障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図るため、事業所向けに研修を実施します。

また、障害児施設の施設管理者及び児童発達支援管理責任者を対象とした虐待防止研修を新たに実施します。

本年度	千円	25,730,787
前年度		23,375,199
差引		2,355,588
本年度の財源内訳	国	12,103,183
	県	5,588,805
	その他	19,207
	市費	8,019,592

#### 2 学齢後期障害児支援事業<拡充>

**2億9,294万円** (1億4,234万円)

学齢後期(中学・高校生年代)の発達障害児を主な対象として、思春期における障害に伴う生活上の課題の解決に向けて、診療、相談、学校等関係機関との調整及び家族への相談支援等を市内4か所の事業所で実施します。

また、学校等関係機関への支援を充実させるため、ソーシャルワーカーの増員等により各事業所の体制を強化します。加えて、過年度の消費税相当額等を負担します。

#### 3 障害児医療連携支援事業<拡充>

**7,167万円** (6,144万円)

##### (1) 医療的ケア児・者等支援促進事業<拡充>

医療的ケア児・者等の在宅生活を支えるため、医療的ケア児・者等コーディネーターを中心に関係機関との連携や地域での受け入れを推進するとともに、医療的ケア児・者等コーディネーターを担える人材を2名養成します。

##### (2) 医療的ケアを担う看護師等に対する研修

医療的ケア児を受け入れるサポート保育園等で医療的ケアを担う看護師等の確保・育成を目的とした研修の体系化を図ります。

##### (3) 医療的ケア児に関する実態調査<新規>

医療的ケア児とその家族のニーズを把握するための調査を実施します。

##### (4) メディカルショートステイ事業

常時医学的管理が必要な医療的ケアを要する重症心身障害児者等を在宅で介護する家族の負担軽減を目的として、介護者の事情により一時的に在宅生活が困難になった場合などに市立病院や地域中核病院等の協力を得て入院による受け入れ（メディカルショートステイ）を行い、在宅生活の安定を図ります。 ○ 協力医療機関数：11病院

##### (5) 重症心身障害児・者等の在宅生活支援

医療的ケアを要する重症心身障害児・者の在宅生活を支えるため、訪問看護師を対象とした研修や在宅支援関係者との情報交換等を行う連絡会を開催し、医療環境の充実を図ります。

#### 4 特別児童扶養手当支給事務費

**4,983万円** (4,797万円)

障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。当該手当事務のうち、請求の受付・認定等の事務を行います。手当は国から受給者に支給します。

#### 5 障害児入所支援事業等

**28億6,826万円** (26億7,267万円)

障害や養護上の課題により、障害児施設に入所している児童に対する費用（措置費及び障害児入所給付費）を支出するとともに、施設に対して職員の加配等を行い、機能強化を図ります。

さらに、契約により入所している児童の世帯に対して、措置による入所と同等の費用負担となるように、引き続き本市独自の利用者負担助成を行います。

また、福祉型障害児入所施設に入所する児童の地域移行に向けた相談支援を充実させるために、児童のアセスメントや関係機関支援等を行うコーディネート業務を実施します。

11	<b>妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実</b>		<b>事業内容</b>
	本 年 度	千円 9,846,575	<p>誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりに向け、生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援を充実することで、子どもの健やかな育ちを支えます。</p> <p><b>1 子育て応援サイト・アプリ事業&lt;拡充&gt; <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特集1</span> 5億5,500万円 (3億869万円)</b></p> <p>(1) <u>子育て応援サイト・アプリ&lt;拡充&gt;</u> スマートフォンを通じて、子育てに関する申請・手続きや情報等を保護者・子ども一人ひとりに合わせて提供する「子育て応援サイト・アプリ(仮称)」を構築します。令和6年6月の運用開始後も、随時機能を追加していきます。</p> <p>(2) <u>市内の子育て世代向けプロモーションサイトの作成&lt;新規&gt;</u> 子育て世代の定住を促進するため、「子育て応援サイト・アプリ(仮称)」等と連携しながら、本市の様々な魅力や特色ある取組を効果的に発信します。</p> <p><b>2 妊産婦・こどもの健康医療相談事業&lt;新規&gt; <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特集1</span> 5,000万円 (新規)</b></p> <p>子育ての不安を軽減するため、「子育て応援サイト・アプリ(仮称)」を通じて、妊産婦及び未就学児の養育者が、無料で医師等に相談できる事業を実施します。(令和7年1月開始予定)</p>
	前 年 度	7,736,214	
	差 引	2,110,361	
本年度の財源内訳	千円		
	国	2,380,295	<p><b>3 出産費用助成事業&lt;新規&gt; <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特集1</span> 20億5,610万円 (新規)</b></p> <p>経済的負担の軽減を図り、安心して出産できる環境を整えることを目的に令和6年4月以降に出産した方を対象に助成金を支給します。</p> <p>(1) <u>支給対象者</u> 妊娠12週を超えて(85日以上)出産し、出産日から申請日現在まで継続して市内に住民登録があり、健康保険に加入している人</p> <p>(2) <u>支給額</u> 1児につき9万円 ただし、加入している健康保険から付加給付が支給される場合は、その額を控除した金額</p> <p><b>4 出産・子育て応援事業&lt;拡充&gt; <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">特集1</span> 27億7,571万円 (29億3,708万円)</b></p> <p>妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施します。経済的支援について、出産・子育て用品の購入や子育てサービス等に利用できるよう、ギフト支給に切り替えます(令和6年10月予定)。</p> <p>(1) <u>伴走型相談支援</u> 妊娠後期や出産後に支援が必要な妊産婦に対して、母子保健コーディネーターが、電話や対面での相談に応じます。</p> <p>(2) <u>経済的支援</u> ※ギフトはそれぞれ5万円相当 ○ 出産応援金(妊娠届出後)5万円(見込件数:24,775件) ○ 子育て応援金(出生届出後)5万円(見込件数:22,024件)</p> <p><b>5 子育て世代包括支援センター事業 5億4,641万円 (4億5,540万円)</b></p> <p>福祉保健センターの母子保健コーディネーターが、主に妊娠届出時から産後4か月までの継続した相談対応や、母子保健サービスの利用案内等を行うことで、妊婦や養育者の不安や負担の軽減を図り、横浜市版子育て世代包括支援センターとしての支援を実施します。 (母子健康手帳交付時面接実施見込率:100%)</p> <p><b>6 妊婦・産婦健康診査事業 19億5,830万円 (20億554万円)</b></p> <p>(1) <u>妊婦健康診査</u> 妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査費用の一部を助成します。 (延べ見込件数:272,524人)</p> <p>(2) <u>産婦健康診査</u> 産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産後2週間・1か月における産婦健康診査費用の一部を助成します。 (1か月受診率:89.0%)</p>
	県	533,704	
	その他	12,853	
	市 費	6,919,723	



- 7 妊婦歯科健康診査事業<拡充>** **5,389万円 (5,038万円)**  
 妊娠期における歯科疾患の予防、早期発見、早期治療につなげ、母体と胎児の健康増進を図ることを目的に、歯科医療機関に委託し、歯科健診を実施します。また、健診実施歯科医療機関を対象としたスキルアップ研修を行います。 (受診見込件数：11,000件)
- 8 母子保健指導事業** **6,797万円 (7,247万円)**  
 母体の保護並びに乳幼児の健康保持及び増進を図るために、母子健康手帳の交付、子育てガイドブック等の配布、母親(両親)教室の開催、女性の健康相談、妊産婦と乳幼児への保健指導、母子訪問指導員による新生児訪問等を行います。(訪問見込件数：9,000件)  
 また、養育者等に講演会、相談及び指導を通じて、小児ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギー等、アレルギー疾患・スキンケア等についての正しい知識の普及啓発を行います。
- 9 乳幼児健康診査事業** **9億7,064万円 (9億8,006万円)**  
 (1) 乳幼児健康診査  
 区福祉保健センターにおいて4か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に、心身の発育状況の確認及び適切な指導を行い、必要な支援につなげるとともに、健康管理や栄養、生活習慣の確立、歯科・口腔機能の確立や疾患の予防等、育児に関する指導を行うことで、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。(受診見込件数：72,675件)  
 (2) 医療機関乳幼児健康診査  
 医療機関乳幼児健康診査の受診票を3回分発行し、生後1か月、7か月及び12か月での受診を勧奨し、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。(受診見込件数：58,320件)
- 10 新生児聴覚検査事業** **4,874万円 (4,718万円)**  
 新生児期に聴覚の異常を発見し、適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期支援を図るために、検査費用の一部を助成し受診を促します。(受診見込件数：16,803件)
- 11 妊娠・出産サポート事業** **特集3** **2億5,031万円 (3億495万円)**  
 (1) 妊娠・出産相談支援事業  
 予期せぬ妊娠など妊娠・出産の不安や悩みを抱えた方が、電話やメール及びLINEを活用し、気軽に相談できる「にんしんSOSヨコハマ」を運営します。また、低所得の妊婦に対する初回産科受診料の支援等、妊娠早期からの相談支援を充実させるとともに、児童虐待の予防に繋がります。  
 (2) 産後母子ケア事業  
 心身ともに不安定になりやすい産後4か月までの時期に、市内の助産所や病院・診療所を活用しデイケア・ショートステイ・訪問型サービスを提供します。また、訪問型については、国の補助金を活用し、利用者の自己負担の軽減を図ります。(利用見込者数：3,283人)  
 (3) 妊産婦メンタルヘルス事業  
 産科等の医療機関と行政が連携し、妊娠・出産に起因する産後うつ等の予防及び早期発見・早期支援を行います。また、心の不調を抱える妊産婦に対し、「おやこの心の相談」を実施します。
- 12 育児支援事業** **2億5,195万円 (2億3,262万円)**  
 (1) 育児支援家庭訪問事業  
 区福祉保健センターの育児支援家庭訪問員が、子育ての不安や孤立感を抱え、継続的な支援が必要と認められる家庭を訪問し、育児の相談・支援を行うほか、育児支援ヘルパーを一定期間派遣し安定した養育ができるよう支援します。(延べ訪問見込回数：5,740回)  
 (2) 産前産後ヘルパー派遣事業  
 育児への不安や負担が生じやすい妊娠中及び産後5か月未満の子育て家庭に対し、支援の必要がある場合、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担を軽減します。(延べ利用見込回数：16,950回)
- 13 こんにちは赤ちゃん訪問事業** **1億1,387万円 (1億1,036万円)**  
 子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、育児情報の提供等を行います。(訪問見込件数：21,236件)
- 14 乳幼児発達支援事業** **1億3,076万円 (1億2,794万円)**  
 乳幼児健診等で把握された「育てにくさ」を感じている養育者や発達面でフォローが必要な乳幼児に対して、養育者が先の見通しを持って健やかな育児ができるよう、個別相談やグループ支援を行います。(心理個別相談見込件数：6,500件)
- 15 不妊・不育相談等支援事業<拡充>** **1,094万円 (9,995万円)**  
 不妊や不育等に悩む方に対し、区福祉保健センターでの女性の健康相談や医師・看護師による専門相談やカウンセラーによる心理的な支援、オンライン相談を行います。  
 また、不育症で悩む方の経済的負担の軽減を図るため、検査費を助成します。
- 16 妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業** **600万円 (360万円)**  
 妊産婦や乳幼児が災害時の避難行動及び避難生活において必要となる支援についてまとめた市民向けガイドラインを策定します。

12	<b>地域における子育て支援の充実</b>	
	本年度	千円 5,460,991
	前年度	5,307,189
	差引	153,802
本年度の財源内訳	国	1,273,768
	県	1,203,399
	その他	58,039
	市費	2,925,785

**事業内容**

安心して出産・子育てができるよう、地域子育て支援拠点の運営をはじめ、子育ての先輩や幼稚園、保育所、認定こども園、空き店舗など地域の資源を活用した交流、相談の場の充実や、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境づくり等に取り組みます。

**1 地域子育て支援拠点事業<拡充> 15億8,838万円 (17億1,508万円)**

(1) 地域子育て支援拠点の運営<拡充>

ア 実施内容

- (ア) 親子の居場所事業
- (イ) 相談事業
- (ウ) 子育て情報の収集・提供事業
- (エ) 利用者支援事業
- (オ) 子育て支援ネットワーク事業
- (カ) 子育て支援関係者の人材育成事業
- (キ) 横浜子育てサポートシステム区支部事務局

イ 実施か所数 継続18か所 (全区)

ウ 運営方法 子育て関連事業に取り組んでいるNPO法人、社会福祉法人等に委託して実施

エ 地域子育て支援拠点関係システムの運用開始<拡充>

施設への入退館や横浜子育てサポートシステム利用時の申し込み等、各種手続きをオンライン化し、市民サービスの向上を図ります。

(2) 地域子育て支援拠点に準じた拠点サテライトの整備<拡充> **特集1、3**

ア 実施内容

乳幼児人口が多い区に、地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ拠点サテライトを新たに整備します。既存の地域子育て支援拠点とは異なるエリアに設置し、その地域の中核として既存の拠点と一体的に運営します。

イ 実施か所数<拡充>

新規1か所 (港南区/令和7年3月開所予定)、継続9か所

(3) 拠点サテライトにおける利用者支援事業の実施<拡充> **特集1、3**

子育て家庭からの個別相談に応じ、家庭の状況やニーズにあった適切な地域の施設や子ども・子育て支援事業等の選択肢を提示し、円滑な利用へつなげる利用者支援事業を、拠点サテライトで実施します。

実施か所数 新規1か所 (緑区/令和7年3月開始予定)、継続8か所

(4) 地域子育て支援拠点による「出張ひろば」の実施<拡充>

拠点へのアクセスが良くない地域への支援強化のため、施設外での居場所である「出張ひろば」を実施し、これまで拠点を利用していなかった親子への積極的なアプローチに取り組みます。

実施か所数 新規2か所、継続3か所

**2 親と子のつどいの広場事業<拡充>**

**6億8,334万円 (5億8,547万円)**

商店街の空き店舗やアパートの一室等を活用し、親子の交流の場の提供、子育て相談の実施、地域の子育て関連情報の提供を行います。

(1) 実施か所数<拡充> **特集1**

新規3か所、継続74か所

(2) 一時預かり事業<拡充> **特集1**

実施内容 : 広場のスペースを活用した一時預かりを実施します。

実施か所数 : 新規1か所、継続38か所

(3) 運営費補助の充実<拡充>

基本助成単価を増額し、安定した広場の運営を確保します。

**3 保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業<拡充>** **特集1** **3億4,261万円** (3億2,031万円)

**(1) 実施内容<拡充>**

施設の地域開放、子育て相談、育児講座、園児との交流保育等を実施します。

6年度は、保育所・認定こども園子育てひろばについて、常設園の開設準備費を拡充します。

**(2) 実施か所数<拡充>**

ア 週3日以上開設する常設園  
新規4か所、継続75か所

イ 開設日が週3日未満の非常設園  
継続381か所

**4 子育て支援者事業** **7,636万円** (7,467万円)

保護者が子育ての不安を軽減・解消し、安心して子育てができる環境をつくることを目指し、地区センターや地域ケアプラザ等の身近な施設で、地域の身近な子育ての先輩である「子育て支援者」が親子の交流をすすめたり、相談に応じる子育て支援者会場を運営します。

○ 実施会場数 185会場

**5 横浜子育てサポートシステム事業<拡充>** **2億3,248万円** (2億4,133万円)

**(1) 実施内容**

利用会員や提供会員として登録した市民が、地域の中で子どもを預け、預かります。

併せて、新たに赤ちゃんが生まれた世帯で利用会員となった方を対象に、8時間分の無料クーポン(子サポdeあずかりおためし券)の配付を引き続き実施します。

また、提供会員の確保に向けた取組として、援助活動前の事前打ち合わせについて、新たに補助を行います。

**(2) 会員数 (令和6年3月末時点)**

○ 利用会員(14,114人)・・・市内在住で生後57日以上小学校6年生までの児童がいる方

○ 提供会員(2,528人)・・・市内在住で健康で、子育て支援に理解と熱意のある20歳以上の方

○ 両方会員(719人)・・・利用会員かつ提供会員の方

**6 一時預かり事業<拡充>(再掲(P.25))** **特集2** **24億7,301万円** (23億4,991万円)

就業形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育やリフレッシュ保育など、保護者の身体的・精神的な負担を軽減するため、保育所等において一時預かり事業を実施します。6年度は、児童を受け入れた際の補助単価の増額を行う等、受入枠の拡充を図ります。

また、新たに赤ちゃんが生まれた世帯に、一時預かりを無料で体験できる24時間分の電子クーポン(はじめてのおあずかり券)の配付を引き続き実施します。

**7 こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業<新規>(再掲(P.20))** **特集1**

**3,758万円** (新規)

認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園、地域子育て支援拠点で、こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた試行的事業を行います。 (実施施設数：14か所)

**8 ハマハグ推進事業<拡充>** **1,044万円** (642万円)

子育てを地域社会全体であたたかく見守り、応援するという機運を醸成していくため、小学生以下の子どものいる家庭の方や妊娠中の方が、ステッカーが掲示された協賛店で、ちょっとした心配りや設備・備品の利用、割引・優待など、子育てを応援するサービスを受けられる子育て家庭応援事業(愛称「ハマハグ」)を実施します。

ハマハグアプリを、6年度運用開始予定の「子育て応援サイト・アプリ(仮称)」に統合し、アプリ等の提示により、ハマハグのサービスを受けられるようにします。

また、「横浜アンパンマンこどもミュージアム」内に子育て情報スポットを設置し、市内の子育てに関する情報を発信します。

○ ハマハグ協賛店舗・施設数 4,506店舗・施設 (令和6年3月末時点)

**9 こども食堂等支援事業<拡充>** **特集4** **1,680万円** (1,400万円)

こども食堂等の地域の取組が推進されるよう、支援に取り組みます。

フードバンク等と連携した食材等の配付のほか、こども食堂等の取組に対する補助の上限額を引き上げます。(補助上限額：10万円→24万円(開催1回につき1万円)) <社会福祉基金を活用>

また、こども食堂等ネットワークを区ごとに構築し、関係団体同士の連携を強化します。



13	<b>ひとり親家庭等の自立支援</b>	
	本年度	千円 557,937
	前年度	414,366
	差引	143,571
本年度の財源内訳	国	349,724
	県	—
	その他	21,569
	市費	186,644

**事業内容**

ひとり親家庭に対して、就業支援や生活支援等の総合的な自立支援を進めることにより、世帯の生活の安定と向上を図り、児童の健全な成長の確保につなげます。

**1 ひとり親家庭等自立支援事業<拡充>**

**5億5,594万円** (4億1,437万円)

**(1) 自立支援教育訓練給付金事業<拡充>** **特集4**

主体的な能力開発の取組を支援することで、ひとり親家庭の自立を促進するため、教育訓練の対象講座を受講する場合、費用の一部を支給します。6年度から所得要件を撤廃します。また、専門実践教育訓練の給付額を増額します。

**(2) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業<拡充>** **特集4**

ひとり親家庭の親又は子の学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、費用の一部を支給します。6年度から所得要件を撤廃します。

**(3) 高等職業訓練促進給付金等事業<拡充>** **特集4**

看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、4年を上限に修業期間中の生活の負担を軽減するため、生活費を支給します。6年度から所得要件を緩和します。

**(4) 高等職業訓練促進資金貸付事業**

高等職業訓練促進給付金受給者に対する就学準備金等の貸付や、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対し、住居の借上げに必要となる住宅支援資金の貸付を行います。

**(5) 日常生活支援事業**

ひとり親家庭の親が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣します。

**(6) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（ひとり親サポートよこはま）<拡充>** **特集4**

ひとり親家庭の総合的な窓口として、情報提供やひとり親家庭同士の交流、講習会、就労相談、弁護士等による専門相談、養育費セミナー、ひとり親の親講座等を関係機関と連携して実施し、自立を支援します。6年度から就労支援利用の所得要件撤廃にあたり、就労支援員を増員します。  
 <社会福祉基金を活用>

**(7) 父子家庭の交流事業**

父子家庭向けの交流会を実施し、当事者同士の交流を通じた気付きの機会の提供や、父子家庭に必要とされる情報の提供に取り組みます。

**(8) 思春期・接続期支援事業<拡充>** **特集4**

親子ともに大きな生活の変化を迎える、中学に進学した子を養育するひとり親家庭に対し、学習の不安や教育費の確保等の悩みに対応するため、子への学習支援と親への相談支援を実施します。6年度は、子への学習支援実施期間を3か月から6か月に延長します。<社会福祉基金を活用>

**(9) 養育費確保支援事業<拡充>** **特集4**

調停申立や公正証書の作成の費用等（収入印紙代や手数料等）及び養育費保証契約にかかる費用の補助を行います。6年度は、ADR（裁判外紛争解決手続き）や弁護士費用の助成を新設します。  
 <社会福祉基金を活用>

**(10) ひとり親家庭自立支援計画策定事業<拡充>**

5年度に実施のひとり親世帯アンケートを踏まえ、6年度には関係団体へのヒアリングや、市民意見募集も実施した上で、第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画（7年度～11年度）を策定します。

**(11) ひとり親家庭受験料補助事業<新規>** **特集4**

児童扶養手当受給水準所得のひとり親世帯の子が大学等を受験した際の受験料を助成します。

**2 ひとり親世帯フードサポート事業<新規>** **特集4**

**200万円** (新規)

物価高騰等により困窮しているひとり親世帯のために、母子福祉団体が実施する食品配付会の運営費用を助成します。

14		DV対策事業	
本年度		千円 132,081	
前年度		135,108	
差引		△ 3,027	
本年度の財源内訳	国	47,397	
	県	26,235	
	その他	—	
	市費	58,449	

### 事業内容

DV被害者等が、安全で安心した生活を送ることができるよう、被害者の立場に立ち、相談、保護、自立に至るまで切れ目のない支援を行います。

#### 1 DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実<拡充> 4,328万円(4,630万円)

##### (1) DV相談支援センター<拡充>

DV被害者等を対象に、局・区・男女共同参画センターが、相談・安全確保から自立までの切れ目のない支援を行います。また、相談・支援等の向上及び児童虐待対策との連携強化を図るため、研修を拡充します。

##### (2) DV被害者等の自立に向けた支援

DV被害者等の自立支援を行うために、民間支援団体に対し、補助を行います。また、民間団体と協働し「退所後支援事業」や「女性のための一時宿泊型相談支援事業」を実施します。

##### (3) 外国籍女性と子どもへの総合的自立支援事業

民間支援団体と協働し、様々な生活問題を抱える外国籍女性と子どもへ、電話や面接による相談・支援等を行います。

##### (4) 母子生活支援施設入所者の自立に向けた支援

母子生活支援施設入所者の自立支援や退所後支援を行うために、自立支援担当職員を配置する施設に対し、措置費を支弁します。

#### 2 若年女性相談支援モデル事業

871万円(871万円)

公的機関への相談につながりにくい若年女性を対象として、アウトリーチ型の支援や居場所の提供等を実施している団体に対し、事業費の補助を行います。

#### 3 女性緊急一時保護施設補助事業

1,475万円(1,475万円)

民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保します。

#### 4 加害者更生プログラムへの事業費補助

100万円(100万円)

DV被害者支援の一環として、様々な形で加害者更生プログラムを実施している民間団体への補助を行います。

#### 5 母子生活支援施設緊急一時保護事業

6,435万円(6,435万円)

DVからの避難等、緊急の保護を要する母子を一時的に母子生活支援施設に保護し、相談・支援等を行います。また、養育に課題のある妊婦に対し、妊娠・出産・育児に関する支援を行う「妊娠期支援事業」を実施します。  
(実施施設：7か所)

15		児童扶養手当等	
本年度		千円 9,853,731	
前年度		9,682,347	
差引		171,384	
本年度の財源内訳	国	2,970,877	
	県	—	
	その他	20,435	
	市費	6,862,419	

### 事業内容

ひとり親家庭等に対して、手当の支給及び特別乗車券の交付を行います。

#### 1 児童扶養手当<拡充> **特集4** 89億4,788万円(87億7,978万円)

ひとり親家庭等の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することを目的に手当を支給します。

(1) 支給月 奇数月に前2か月分を支給

(2) 月平均児童数 25,019人

<制度改正>令和6年11月分から(拡充後の初回支給は令和7年1月)

○所得制限限度額の引上げ

2人世帯(子ども1人)の場合の給与収入金額

<手当額の満額を受給できる収入> 年収160万円 → 190万円

<手当額の一部を受給できる収入> 年収365万円 → 385万円

○多子加算の増額

第3子以降の加算額(3,130円~6,250円)を第2子と同額

(5,210円~10,420円)に増額

#### 2 特別乗車券の交付

9億586万円(9億256万円)

児童扶養手当受給世帯、母子生活支援施設入所世帯の経済的支援として、市営交通機関、民営バス及び金沢シーサイドラインに無料で乗車できる特別乗車券を交付します。※世帯に1枚交付

【6年度交付見込み】13,512枚



16	区と児童相談所における児童虐待への対応の強化	
	本年度	千円 5,954,114
	前年度	5,791,996
	差引	162,118
本年度の財源内訳	国	1,288,203
	県	885,527
	その他	19,519
	市費	3,760,865

**事業内容**

児童虐待通告や相談に迅速に対応し、一時保護やその後の支援を適切に行うために、児童相談所や区役所の専門性の強化、体制強化に取り組みます。

また、地域における児童虐待防止のためのネットワークを充実し、関係機関同士の連携強化に向けた取組を行います。

さらに、市民に向けた児童虐待防止啓発・広報活動を拡充します。

**1 児童相談所の運営と機能強化<拡充>**

**45億2,364万円 (44億1,164万円)**

4か所の児童相談所で、相談や調査・支援、児童の一時保護等を実施します。

また、児童福祉法の改正を踏まえ、児童相談所の体制を強化するとともに、人材の育成に取り組みます。

**(1) 児童虐待防止対策事業<拡充>**

児童虐待の早期発見・早期対応とともに、在宅支援による再発防止など、児童の安全を守り、福祉の向上を図るための専門的な支援に取り組みます。

**ア 児童虐待の相談・通告への対応 特集3**

「よこはま子ども虐待ホットライン」の運営など、24時間365日の児童虐待相談・通告に迅速かつ的確に対応します。

**イ 在宅支援における訪問相談・安全確認等の充実**

在宅での養育の安定を図るため、児童相談所から養育支援家庭訪問員や養育支援ヘルパーを派遣し相談や家事支援を行うことにより、児童の安全確認の徹底と再発防止に取り組みます。  
(養育支援家庭訪問員：13名、養育支援ヘルパー派遣予定回数：9,891回)

**ウ 法律や医療等の専門的対応力の強化**

弁護士・医師や児童相談所業務の専門家等による高度な知見に基づき、対応困難な事例に対し、適切な評価・判断による支援を行います。弁護士による児童相談所職員への法的助言の機会を確保するとともに、一時保護所アドボカシー事業として、引き続き外部弁護士が一時保護所を定期的に訪問し、子どもの意見表明権の保障に取り組みます。

**エ 一時保護所の環境の改善<拡充> 特集3**

再整備する南部児童相談所一時保護所において、居室の個室化を進めるとともに、現南部児童相談所一時保護所を引き続き一時保護所として活用し、定員超過状況の改善、子どもたちの生活環境の向上を進めます。

また、学校との連携強化、デジタル教材の導入等により子どもたちの学習環境の充実に図ります。

**オ 児童相談所業務のDX<拡充>**

電話相談へのAI文字起こしシステムやWeb会議の積極的な活用、タブレット端末利用による記録作成時間の短縮など児童相談所におけるDXを進め、業務の効率化等に取り組み、迅速な対応の強化や職員が子どもや保護者に向き合う時間のさらなる確保を図ります。また、情報の共有をクラウド上のシステムで行い、それらを活用した人材育成や支援力の向上に取り組みます。

**(2) 児童相談所における人材の育成<拡充> 特集3**

児童福祉法に規定する児童福祉司任用前講習会・任用後研修をはじめ、各係の業務に応じた係別研修や外部への派遣研修を実施し、専門的な援助技術の向上を図ります。  
また、子どもの意見聴取等、子どもの人権に配慮した上で対応できる人材を育成します。

**(3) 児童相談所の新設及び再整備<拡充> 特集3**

児童虐待相談対応件数の増加への対応や、一時保護所における支援環境の向上を図るため、(仮称) 東部児童相談所の新規整備及び南部児童相談所の再整備を進めます。また、北部児童相談所の狭あい化への対応として、執務室拡張工事を行います。

○6年度実施内容 (仮称) 東部児童相談所：実施設計、工事着工 (令和8年4月開所予定)  
南部児童相談所：移転新設工事 (令和6年7月移転予定)、北部児童相談所：執務室拡張工事

## 2 養育支援の充実<拡充>

6億1,780万円 (6億263万円)

### (1) 横浜型児童家庭支援センター<拡充>

**特集3**

全区に設置している児童家庭支援センターで、相談員や心理担当職員が家庭での子育てに関する様々な相談に応じ、区や児童相談所などの関係機関と連携して専門的な相談、支援が必要な家庭の見守り、子育て短期支援事業など福祉サービスの利用調整を行います。

また、専門知識を持つ児童相談所OB等によるスーパーバイザーを配置し、関係機関とのスムーズな連携、安定運営の推進、ケース対応におけるタイムリーな助言を受けられるようにします。

### (2) 子育て短期支援事業

保護者の病気等の理由で、一時的に家庭での子どもの養育が難しくなった場合、各区の児童家庭支援センターや市内の児童養護施設等でショートステイやトワイライトステイなどの一時的な預かりを実施します。

## 3 区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組<拡充>

8億1,268万円 (7億7,773万円)

### (1) 区役所の相談支援機能の強化<新規>

**特集3**

改正児童福祉法の施行に伴い、「こども家庭センター」機能を区こども家庭支援課に設置し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な相談支援を強化し、子どもや子育て当事者のニーズにあった支援計画(サポートプラン)の作成や、地域における子育て支援の基盤づくりを行います。

6年度は鶴見区、港南区、泉区の3区に設置し、サポートプラン作成等においてマネジメントの中核を担う統括支援員を新たに配置します。

また、業務を効率化し、これまで以上に職員が支援に向き合う時間を確保するため、訪問時などの相談援助業務等においてタブレットの活用をするとともに、相談支援システム構築に向けた検討を行います。

### (2) こども家庭相談

子ども本人からの相談や妊娠期から思春期までの子育てに関する様々な相談に対して、保健師・助産師や社会福祉職などの専門職が電話相談や来所相談に応じ、情報提供や専門機関への紹介等、適切な支援を行います。

### (3) かながわ子ども家庭110番相談LINE

**特集3**

子育ての不安や子どもからの相談を受け付ける、「かながわ家庭110番相談LINE」を運用し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

### (4) 区役所における人材の育成

**特集3**

虐待対応における専門性強化のため、区の虐待対応に関わる職員や中堅職員を対象とし、専門家による研修やスキルアップ研修を実施するなど、人材育成の充実を図るとともに区役所の調整担当者に対して、児童福祉法に規定する調整担当者研修を実施します。

また、児童虐待対応に関する知識と経験のある児童精神科医を派遣する児童精神科医コンサルテーション事業や、区役所の児童虐待対応における検討会議等に児童福祉の専門家を派遣する、スーパーバイザー派遣事業を実施します。

### (5) 関係機関との情報共有、連携強化<拡充>

**特集3**

要保護児童対策地域協議会の支援体制の維持・向上のため、関係機関向けの研修実施などのネットワークの充実を図ります。

また、県と協力し、児童相談所と警察との迅速な連携のため、システムを活用した情報共有を行います。

### (6) 医療機関との連携強化

横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)会議の開催や研修等を行い、医療機関との連携強化の充実を図ります。

### (7) 児童虐待防止の広報・啓発<拡充>

**特集3**

「横浜市子供を虐待から守る条例」に基づき、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン及び毎月5日の子供虐待防止推進の日を中心に、関係機関・団体、商店街、交通機関等と連携した広報啓発やSNS等を活用した広報啓発に取り組みます。

また、虐待防止に向け、予期しない妊娠を防ぐための広報啓発の強化に取り組みます。

さらに、「こども虐待防止市民サポーター講座」の基礎編、応用編を開催することで、子どもの人権や体罰によらない子育ての理解の更なる推進を図ります。

17	<b>社会的養護の充実</b>	
	本年度	千円 8,150,387
	前年度	7,157,424
	差引	992,963
本年度の財源内訳	国	3,800,282
	県	—
	その他	68,723
	市費	4,281,382

## 事業内容

家庭での養育が困難な児童が、必要な支援を受けながら、落ち着いた環境の中で安定した生活が送れるよう、社会的養護の充実に取り組みます。

### 1 里親制度等の推進<拡充> **2億6,836万円** (2億1,565万円)

#### (1) 里親の確保に向けた取組<拡充> **特集3**

里親フォスタリング機関を活用して、里親の積極的なリクルートを行うほか、制度説明会や個別相談会を実施し、担い手を増やしていきます。

また、登録前研修や登録更新研修などの法定研修、養育技術や子どもに関する理解を深める研修を実施するほか、障害児等を養育する専門里親の研修費用補助の充実を図るなど、里親の養育力を高めます。

#### (2) 里親家庭への支援

児童相談所の里親専任職員が施設など関係機関と連携し、委託前の子どもと里親の交流や、委託後の支援を丁寧に行うとともに、里親対応専門員を配置し、家庭訪問等による里親子の支援を実施します。

里親フォスタリング機関による土日・夜間の相談対応のほか、里親会の里親サロンの開催などで、里親養育を支えています。

#### (3) ファミリーホーム事業<拡充>

地域の家庭的な環境の中で養育するファミリーホームを運営します。また、事業に適した物件探しの調査を不動産業者に委託することで、新規ホームの開設を支援します。

### 2 施設等を退所する子どもへの支援<拡充>

**4億2,447万円** (3億574万円)

#### (1) 児童養護施設等を退所した子どもへのアフターケア<拡充> **特集4**

児童養護施設等を退所し、進学または就労する子どもが、社会で自立した生活を安定して送れるよう、施設等入所中から継続した相談支援や居場所(よこはまPortFor)を運営するとともに、より安定的に事業を実施できるよう、相談支援にかかる補助を拡充します。

施設等を退所した後も、訪問等により個々の状況を継続的に把握し、生活全般や住まい等に関する困りごとへ心理的ケアも含めてサポートを行います。

また、社会的養護経験者の支援ニーズ等を把握するための実態調査を実施します。

#### (2) 資格等取得支援事業<拡充> **特集4**

施設等退所後、経済的事情で支援を必要とする児童に対し、運転免許やヘルパーなど就職に必要な資格取得の費用や、専門学校・大学等に進学する際の初年度納入金及び家賃を支給します。

また、家賃の支給について、就職活動等でアルバイトが制約される期間も対象に加え、経済的な不安がなく就職活動等に専念できるように支援します。 <社会福祉基金を活用>

#### (3) 自立援助ホーム事業

義務教育終了後に児童養護施設等を退所し、自立生活を目指す児童に対して、自立と生活の安定に向けた援助を行う自立援助ホームを運営するとともに、心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援を行うための補助を実施します。また、新規ホームの開設を支援します。

### 3 児童措置費等<拡充>

**71億1,548万円** (66億3,603万円)

児童福祉法に基づき要保護児童を入所施設に措置した場合や里親等に委託した場合、また、母子生活支援施設や助産施設に入所した場合、施設の設備及び運営の基準を維持する費用を支弁します。

入所児童等の教育費や、施設職員の処遇改善や業務内容に応じた加算の実施に加え、ケアを必要とする児童の養育環境の向上を図ります。

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額 20,000 円の手当を支弁します。

### 4 こどもの意見表明支援事業<新規>

**951万円** (新規)

児童福祉法の改正を踏まえ、児童養護施設等に措置等されている子どもの話を、利害関係のない子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明支援員)が聞くことで、こども基本法に定められた「子どもが意見を表明する機会」を確保します。

### 5 民間児童福祉施設整備事業<新規>

**3億3,256万円** (新規)

児童心理治療施設「横浜いずみ学園」において、老朽化への対処や児童の支援環境の向上を図るため、大規模修繕を実施します。



18		ワーク・ライフ・バランスの推進	
本年度		千円	10,235
前年度			10,295
差引			△ 60
本年度の財源内訳	国		—
	県		4,352
	その他		100
	市費		5,783

**事業内容**

ワーク・ライフ・バランスの推進のため、普及・啓発、父親育児支援、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。

**1 ワーク・ライフ・バランスの推進 1,024万円 (1,030万円)**

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発  
社会全体で子育てに取り組む機運を醸成し、働きやすく子育てにやさしい環境づくりを促進・支援するため、ワーク・ライフ・バランス推進に関する市民向けの普及・啓発等に取り組みます。

(2) 父親育児支援  
地域ケアプラザ等の身近な施設及び市内企業においても父親育児支援講座を開催します。

また、啓発冊子やウェブサイト（ヨコハマダディ）による情報発信を行います。



(3) 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援  
結婚を希望する方及び子の結婚を希望する保護者向けセミナーを開催します。

計画の推進

19		計画の推進	
本年度		千円	36,783
前年度			92,972
差引			△ 56,189
本年度の財源内訳	国		—
	県		—
	その他		—
	市費		36,783

**事業内容**

「横浜市子ども・子育て支援事業計画」を推進するための会議を開催するとともに、次期（第3期）計画策定に向けた取組を進めます。また「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」を推進するため、有識者等を含む会議を開催します。

**1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進<拡充> 3,571万円 (9,007万円)**

(1) 横浜市子ども・子育て会議の開催  
有識者や子育て支援者、教育・保育関係者、市民委員等からなる子ども・子育て会議において、計画の実施状況の点検・評価や第3期計画策定に向けた審議を行います。

(2) 第3期計画策定<新規>  
本市の子ども・子育て支援施策を着実に推進していくため、ニーズ調査（5年度実施）やパブリックコメント等を踏まえ第3期計画（計画期間：7～11年度）を策定します。

(3) 子どもの意見を聞く取組<拡充>  
こども基本法の趣旨を踏まえ、第3期計画策定に向けた子どもを対象とした意見募集や子どもの居場所等でのヒアリングなど、子どもの意見を施策に反映していくための取組を実施します。

(4) 子育て世代の家事負担軽減に関する調査・分析<新規> **特集1**  
子育て世代の家事負担を軽減するため、惣菜販売など夕食支援に取り組む保育所の協力のもと、利用者へのアンケート調査・分析及び事例集の作成を行います。

**2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進 107万円 (290万円)**

子どもや家庭への支援に関わる団体・事業者や学識経験者、学校関係者等からなる「横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議」を開催し、計画推進のための意見聴取等を行います。

20		児 童 手 当	
本 年 度	千円	55,734,493	
前 年 度		47,355,966	
差 引		8,378,527	
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	41,493,649	
	県	6,914,618	
	その他	7,173	
	市 費	7,319,053	

**事業内容**

児童を養育している家庭等における生活の安定と、児童の健やかな成長に資することを目的に、当該児童の養育者に手当を支給します。  
なお、令和6年10月分から、現行の児童手当制度が拡充されます。

**1 児童手当<拡充> 特集1 557億3,449万円 (473億5,597万円)  
【令和6年9月分まで (法改正前)】**

- (1) 対象  
中学校修了までの児童
- (2) 手当額 (児童1人あたり)
- |        |              |            |
|--------|--------------|------------|
| 3歳未満   |              | 月額 15,000円 |
| 3歳以上   | 第1・2子        | 月額 10,000円 |
| 小学校修了前 | 第3子以降        | 月額 15,000円 |
| 中学生    |              | 月額 10,000円 |
|        | ・所得制限以上となる世帯 | 月額 5,000円  |
|        | ・所得上限以上となる世帯 | 支給なし       |
- (3) 支給月  
6月・10月に前4か月分を支給します。
- (4) 月平均児童数  
366,901人

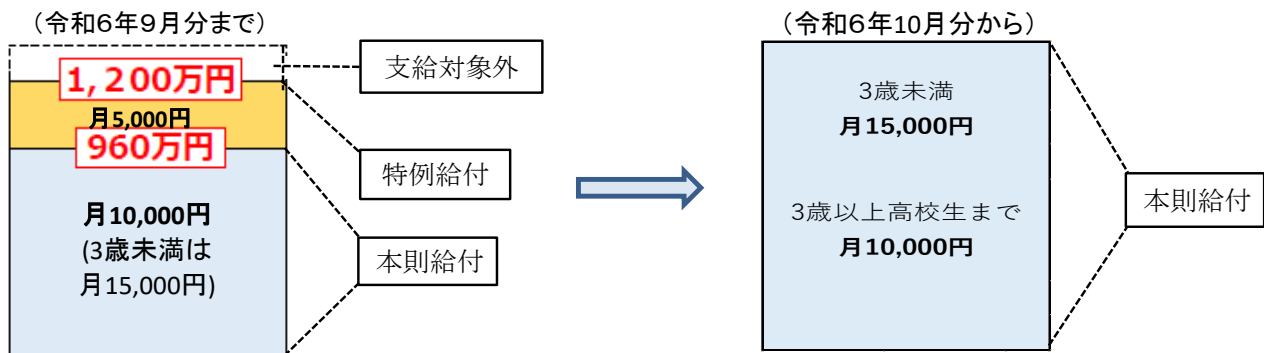
**【令和6年10月分から (法改正後)】** ※拡充後の初回の支給は、令和6年12月です。

**<拡充内容>**

- ①所得制限撤廃・・・所得制限が撤廃され、全員が本則給付になります。  
②支給期間の延長・・・支給期間が、中学校修了までから高校生年代まで延長されます。  
③多子世帯への加算・・・高校生年代までの第3子以降の支給額を、月15,000円から月30,000円に増額します。  
④支給回数を年6回・・・年3回の支給を隔月(偶数月)の年6回とし、前2か月分を支給します。

- (1) 対象<拡充>  
高校生年代までの児童
- (2) 手当額 (児童1人あたり) <拡充>

3歳未満	第1・2子	月額 15,000円
	第3子以降	月額 30,000円
3歳以上 高校生年代まで	第1・2子	月額 10,000円
	第3子以降	月額 30,000円



※扶養人数により、基準となる所得額は異なります。  
図は扶養人数3人(児童2人、年収103万円以下の配偶者で構成される4人家族)の場合の例です。

※0歳から高校生までのうち、  
第三子以降は月30,000円

- (3) 支給月<拡充>  
支払月を隔月(偶数月)の年6回とし、前2か月分を支給します。
- (4) 月平均児童数  
496,089人

21		母子父子寡婦 福祉資金貸付事業 （母子父子寡婦 福祉資金会計）	
本 年 度		千円	262,575
前 年 度			521,341
差 引			△ 258,766
本年度の財源内訳	国		—
	県		—
	その他		227,845
	市 費		34,730

**事業内容**

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を促し、児童の福祉を増進するための各種の資金貸付を行います。

**1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業<拡充>**

**2億6,258万円**（5億2,134万円）

- (1) 対象者
  - ア 母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦又はその児童等
  - イ 40歳以上の配偶者のない女子で現に児童を扶養していない人
- (2) 主な資金
  - 修学資金、就学支度資金等（12資金）
- (3) 貸付利子
  - 無利子又は年利1.0%
- (4) 償還について<拡充>
  - コンビニエンスストアでの償還金収納を開始します。
  - 滞納者に対しては電話・通知・訪問での償還交渉を行います。
  - 期間：据置（6か月又は1年）後3年～10年以内
- (5) 貸付限度額（例：修学資金）
  - 私立高校（自宅通学）：30,000円／月額
  - 私立大学（"）：72,000円／月額
  - 大学院（修士課程）：88,000円／月額
- (6) 国への償還及び一般会計への繰入れ
  - 4年度の決算において生じた剰余金について、国の定める算定方法に基づき、一部を国へ償還し、一部を一般会計へ繰り入れま
  - す。
  - 国への償還額 1,847万円（5年度：1億7,671万円）
  - 一般会計繰出金 921万円（5年度：8,816万円）



## ■ 横浜市中期計画における政策別の事業概要掲載項目について

### <政策1> 切れ目なく力強い子育て支援 ～妊娠・出産期・乳幼児期～

事業概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実】		
子育て応援サイト・アプリ事業	拡充	P.33
妊産婦・こどもの健康医療相談事業	新規	P.33
出産費用助成事業	新規	P.33
出産・子育て応援事業	拡充	P.33
子育て世代包括支援センター事業		P.33
妊婦・産婦健康診査事業		P.33
妊婦歯科健康診査事業	拡充	P.34
母子保健指導事業		P.34
乳幼児健康診査事業		P.34
新生児聴覚検査事業		P.34
妊娠・出産サポート事業		P.34
育児支援事業		P.34
こんにちは赤ちゃん訪問事業		P.34
乳幼児発達支援事業		P.34
不妊・不育相談等支援事業	拡充	P.34
【12 地域における子育て支援の充実】		
地域子育て支援拠点事業	拡充	P.35
親と子のつどいの広場事業	拡充	P.35
保育所・幼稚園・認定こども園子育てひろば事業	拡充	P.36
子育て支援者事業		P.36
ハマハグ推進事業	拡充	P.36
【18 ワーク・ライフ・バランスの推進】		
ワーク・ライフ・バランスの推進		P.42
【20 児童手当】		
児童手当	拡充	P.43

<政策2> 切れ目なく力強い子育て支援 ～乳幼児期・学齢期～

事業概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
<b>【1 子ども・子育て支援制度における保育・教育の実施等】</b>		
「教育・保育給付」の認定を受けた子どもの保育・教育	拡充	P.19
延長保育事業		P.20
市立保育所民間移管事業		P.20
横浜保育室助成事業		P.20
認可外保育施設等利用料助成事業		P.20
無償化に伴う認可外保育施設の質の確保・向上	拡充	P.20
保育所等における業務効率化推進事業	拡充	P.20
にもつ軽がる保育園事業	新規	P.20
市立保育所の業務支援システム	拡充	P.20
給付費請求に係るシステム開発等	拡充	P.20
保育所入所事務等におけるRPA、AI-OCRの活用		P.20
指導・監査	拡充	P.20
こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業	新規	P.20
<b>【2 保育所等の受入推進】</b>		
変化する保育ニーズに応えるための既存活用策の推進	拡充	P.21
保育所等の新規整備等	拡充	P.21
保育・教育コンシェルジュの設置と選択肢を増やすための情報発信	拡充	P.22
<b>【3 保育・教育の質の確保・向上、保育士等確保】</b>		
保育・教育の質向上の仕組みづくり	拡充	P.23
保育・幼児教育職員等研修	拡充	P.23
保育資源ネットワーク構築事業の充実		P.23
幼保小連携・接続事業		P.24
保育士・幼稚園教諭等の保育者の確保	拡充	P.24
<b>【4 多様な保育ニーズへの対応】</b>		
一時預かり事業	拡充	P.25
幼稚園等における長時間預かり・一時預かり	拡充	P.25
病児・病後児保育事業	拡充	P.25
24時間型緊急一時保育事業	拡充	P.25

事業概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
<b>【5 幼児教育の支援】</b>		
私学助成幼稚園等に係る施設等利用給付費		P.26
私立幼稚園等預かり保育事業～わくわく！はまタイム～	拡充	P.26
私立幼稚園2歳児受入れ推進事業	拡充	P.26
私立幼稚園等一時預かり保育事業		P.26
私立幼稚園等補助事業		P.26
私立幼稚園等特別支援教育費補助事業	拡充	P.26
私立幼稚園等施設整備費補助事業		P.26
幼稚園教諭等住居手当補助事業	拡充	P.26
保育・教育の質の確保・向上		P.26
<b>【6 放課後の居場所づくり】</b>		
放課後キッズクラブ事業	拡充	P.27
小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業	拡充	P.27
放課後児童クラブ事業	拡充	P.27
放課後児童育成施策推進事業	拡充	P.27
小学生の朝の居場所づくりモデル事業	新規	P.28
特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業	拡充	P.28
<b>【12 地域における子育て支援の充実】</b>		
横浜子育てサポートシステム事業	拡充	P.36
一時預かり事業	拡充	P.36
こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業	新規	P.36
<b>【19 計画の推進】</b>		
横浜市子ども・子育て支援事業計画の推進	拡充	P.42

＜政策3＞ 困難な状況にある子ども・家庭への支援

事業概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【6 放課後の居場所づくり】		
プレイパーク支援事業	拡充	P.28
【7 すべての子ども・若者の健全育成の推進】		
青少年を育む地域の環境づくり	拡充	P.29
青少年育成に携わる団体等の支援		P.29
青少年関係施設の運営等		P.29
横浜市子ども・若者支援協議会の運営		P.29
【8 困難を抱える子ども・若者の自立支援の充実】		
青少年相談センターにおける相談・支援事業	拡充	P.30
地域ユースプラザ事業		P.30
若者サポートステーションにおける相談・支援		P.30
困難を抱える若者に対するSNS相談事業（よこはま子ども・若者相談室）	拡充	P.30
ヤングケアラー支援事業	拡充	P.30
寄り添い型生活支援事業	拡充	P.30
よこはま型若者自立塾		P.30
就職氷河期世代相談サポート付集中プログラム事業		P.30
【12 地域における子育て支援の充実】		
こども食堂等支援事業	拡充	P.36
【13 ひとり親家庭等の自立支援】		
ひとり親家庭等自立支援事業	拡充	P.37
ひとり親世帯フードサポート事業	新規	P.37
【15 児童扶養手当等】		
児童扶養手当	拡充	P.38
特別乗車券の交付		P.38
【17 社会的養護の充実】		
施設等を退所する子どもへの支援	拡充	P.41
【19 計画の推進】		
横浜市子どもの貧困対策に関する計画の推進		P.42
【21 母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子父子寡婦福祉資金会計）】		
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	拡充	P.44

＜政策4＞ 児童虐待・DVの防止と社会的養護の充実

事業概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【14 DV対策事業】		
DV被害者等に対する地域での生活に向けた支援の充実	拡充	P.38
若年女性相談支援モデル事業		P.38
女性緊急一時保護施設補助事業		P.38
加害者更生プログラムへの事業費補助		P.38
母子生活支援施設緊急一時保護事業		P.38
【16 区と児童相談所における児童虐待への対応の強化】		
児童相談所の運営と機能強化	拡充	P.39
養育支援の充実	拡充	P.40
区役所の機能強化と地域等との連携、児童虐待防止の取組	拡充	P.40
【17 社会的養護の充実】		
里親制度等の推進	拡充	P.41
児童措置費等	拡充	P.41
こどもの意見表明支援事業	新規	P.41
民間児童福祉施設整備事業	新規	P.41

＜政策13＞ 障害児・者の支援

事業概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【9 地域療育センター運営事業】		
地域療育センター運営事業	拡充	P.31
【10 在宅障害児及び施設利用児童への支援等】		
障害児通所支援事業等	拡充	P.32
学齢後期障害児支援事業	拡充	P.32
障害児医療連携支援事業	拡充	P.32
特別児童扶養手当支給事務費		P.32
障害児入所支援事業等		P.32

＜政策35＞ 地域で支える防災まちづくり

事業概要掲載項目名	新規・拡充	掲載ページ
【11 妊娠から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実】		
妊産婦・乳幼児にかかる災害対策事業		P.34







CHILD AND YOUTH BUREAU

こどもせいしょうねん

